

日本オリエント学会だより

- 1) 第54回大会 2) 学会奨励賞 3) 作文コンクール 4) 新入会員 5) 会員消息

1) 第54回大会

期 日：2012年（平成23年）11月24日（土）～25日（日）

会 場：東海大学 湘南キャンパス

担 当：第54回大会実行委員会

委員長：金原保夫，副委員長：春田晴郎

委 員：菟原卓，惠多谷雅弘，禿仁志，千本真生，都甲裕文，平野智洋，松本奈穂子，
山花京子

第1日 11月24日（土）

14：00～ 公開講演会

17：00～ 奨励賞授与式

17：40～ 懇親会

第2日 11月25日（日）

10：00～ 研究発表

参加者 201名

プログラム

第1日 公開講演会 東海大学湘南キャンパス 松前記念館講堂

14：00～ 東京外国語大学大学院総合国際学研究院・特任教授

広瀬清秀

「韃靼の志士イブラヒムと明治日本」

15：30～ 東海大学文学部・教授

禿 仁志

「ブルガリアを掘る——東海大学によるテル・デャドヴォの発掘調査とその周辺」

第2日 研究発表 6部会

東海大学湘南キャンパス14号館

研究発表者・題目

第1会場

1. 高宮いづみ エジプト先王朝時代末から初期王朝時代の文字・図像表現における方向性について
2. 山花 京子 リシュト「ファイアンス工房」より出土した遺物の調査と考察
3. 矢澤 健 エジプト中王国時代の祭祀土器の器形組成——アブ・シール南丘陵遺跡の事例
4. 柏木 裕之 イシスネフェルト岩窟墓の造営過程——エジプト，アブ・シール南丘陵遺跡の発掘調査

5. 近藤 二郎 テーベ西岸ウセルハト墓 (TT 47) の再発見
6. 菊地 敬夫 アメンヘテプ3世王墓におけるアムドゥアト書の短編の記し方について
7. 河合 望 トットアंक(ウ)アテンからトットアंकアメンへ
8. 和田浩一郎 古代エジプト・新王国時代の土壙墓における墓標について
9. 齋藤久美子 古代エジプト第25王朝の王位継承における父系・母系論争

第2会場

1. 山吉 智久 「神は我がいのちを贖う」(詩49:16) ——旧約聖書におけるヘブライ語語根 P-D-H の原意とその宗教史的・神学史的展開
2. 小山 彰 コプト語における焦点化転換(第2時制)の文焦点機能について
3. 堀岡 晴美 ウル第3王朝期における「西方の MAR.TU」と「東方の MAR.TU」
4. 杉江 拓磨 『ウルク予言』裏面8行の五つの KIMIN の解釈をめぐって
5. 山田 雅道 ARANA 文書再考
6. 山田 重郎 ティグラト・ピレセル3世碑文——形式的・歴史記述の特徴
7. 渡辺千香子 アッシリア美術における「中心へ向かう構図」について——アッシュルバニパルのライオン狩り浮彫とシンメトリー構図
8. 渡辺 和子 エサルハドンの王位継承誓約文書について
9. 渡井 葉子 一つ屋根の下で——新バビロニア時代ウルのある多世代同居一族について

第3会場

1. 松尾有里子 近代オスマン帝国における女子高等教育——青年期の女性教育への試みをめぐって
2. 秋葉 淳 タンズィマート改革以前のオスマン朝イスタンブルにおける女子学校と女性教師
3. 小笠原弘幸 オスマン帝国タンズィマート期における歴史教科書と歴史教育
4. 岩本 佳子 オスマン朝における「準軍人」——ルメリ・ユリュックと「征服者の息子たち」の分析を中心に
5. 亀谷 学 アラビア語文献に見られるアッバース朝初期碑文テキストの検討
6. 渡部 良子 イル・ハン朝期イランにおける財政制度の再検討——財務帳簿の機能とその管理システムを中心に
7. 五十嵐大介 後期マムルーク朝の文官と慈善活動——Zayn al-Dīn ‘Abd al-Bāsiṭ の事例
8. 杉山 雅樹 ティムール朝期インシャー作品における書簡術の規定
9. 後藤 絵美 イスラームの言説と性——20世紀のエジプトにおける「女性の役割」をめぐる議論からの考察

第4会場

1. 内記 理 考古学成果から得られるガンダーラ美術様式年代学のベンチマーク
2. 土谷 遥子 法顕伝『陀歴寺院』に関するオーレル・スタイン説——パキスタン北部地方ダレル渓谷現地調査(2009/2010)
3. 貝原 哲生 7-8世紀エジプトの教会と社会
4. 矢口 直英 フナイン・ブン・イスハーク『医学問題集』の分析
5. 松本奈穂子 トルコのカーヌーンにおけるマカームの伝承モデル

6. ダニシマズ イディリス現代トルコにおけるスーフィズム——タリーカのなかの「スーフイー」から社会のなかの「奉仕者」への展開
7. 大川 玲子 クルアーン解釈者の権威——古典期から現代への変遷
8. Victor M. Barraso 'Umdat al-Ṭabīb fi Ma'rifat al-Nabāt——Ethnic Identities, Linguistic Diversity & Religious Communities of al-Andalus in the Eleventh Century
9. 石田 友梨 シャー・ワリーウッラーの靈魂論

第5会場

1. 門脇 誠二 レヴァント地方上部旧石器文化の多様性——ユーフラテス川中流域の新資料から
2. 小泉 龍人・齋藤 正憲 オリエント都市形成期の土器製作復原——小型土器焼成窯の改良と牛糞藁の燃料化
3. 山藤 正敏 環境的境界地域の特異性——南レヴァント南部における前期青銅器文化の変遷
4. 西山 伸一 北レヴァント鉄器時代の石製容器と祭祀をめぐる問題
5. 有松 唯 カスピ海南東部における彩文土器文化終焉の様相——インド・ヨーロッパ語族南下説検証
6. 四角 隆二 伝イラン出土ガラス容器の検討
7. 田中 英資 「遺産」の破壊が語ること——トルコ・ゼウグマ遺跡出土のローマ時代のモザイク画を事例に
8. 藤原 達也 バクトリアとガンダーラの覇者——ティリャ・テペ墓群出土貨幣の分析に基づく被葬集団同定の試み
9. 千本 真生 ブルガリア前期青銅器時代の縄目文土器に関する一考察——デアドヴォ遺跡の事例を中心として
10. 小茄子川歩 先インダス文明期とインダス文明期における凍石製印章の製作技術とその変遷に関する考古学的研究

第6会場

企画セッション「サファヴィー朝の200年——変化とダイナミズム」(企画者：近藤信彰)

1. 山口 昭彦 宮廷と辺境を媒介する——クルド系諸部族の統合とザンギャネ一族
2. 後藤裕加子 サファヴィー朝の王権と都市——ヨーロッパ人旅行者のサファヴィー朝宮廷訪問
3. 守川 知子 シーア派政権サファヴィー朝と改宗問題——あるアルメニア人シーア派ムスリムの軌跡
4. コメント・討論

企画セッション「文献資料のデジタル化とその活用——オリエント研究におけるデジタル・ヒューマニティーズの可能性」(企画者：永井正勝)

5. 永井 正勝 文書の持つ情報の何をどのようにデジタル化するのか？——古代エジプト語神官文字の字形研究を例として
6. 安形 麻理 ヨーロッパ初期印刷本研究とデジタル化の技法——ゲーテンベルク聖書の画像を用いた校合とXMLによるコーディング
7. 唐橋 文 タグ付きコーパスの作成事例——ペン・中央大学シュメール語コーパス
8. 中道 静香 『アラビアンナイト・カルカット第2版』全文データベースの活用——典拠特定

の手がかりとして

9. コメント・討論

ポスターセッション

1. 山花 京子・阿部 善也 オンサイト分析によるガッガル平原出土ファイアンスの考古化学的研究
2. 柏木 裕之・山田 綾乃・黒河内宏昌・吉村 作治 クフ王第2の船の船坑および木材サンプリング調査
3. 矢澤 健・河合 望・吉村 作治 アブ・シール南丘陵遺跡を対象とした携帯端末による遺跡ガイドの開発
4. 高橋 寿光 エジプト、アブ・シール南丘陵遺跡の青色彩文土器の製作技術について
5. 吉村 作治・河合 望・近藤 二郎・柏木 裕之・高橋 寿光 エジプト、アブ・シール南丘陵遺跡第21次・第22次調査（2011～2012年）概報
6. 阿部 善也・矢澤 健・河合 望・吉村 作治 非破壊科学分析によるエジプト新王国時代におけるコバルト着色剤の利用変遷の解明
7. 菊地 敬夫・犬井 正男・佐藤真知子・矢澤 健・吉村 作治 アメンヘテプ3世王墓の埋葬室に描かれた壁画の史料化に向けたデジタル画像化 ～その3～
8. 安倍 雅史・ホセイン アジジ・西秋 良宏 ザグロス南部ファールス地方ラハマタバード遺跡出土石器資料の研究
9. 原田 怜・後藤 健・西藤 清秀・安倍 雅史 バハレーン王国に対する文化遺産国際協力調査について

第1会場

1. エジプト先王朝時代末から初期王朝時代の文字・図像表現における方向性について 高宮いづみ
古代エジプト王朝時代の壁画やレリーフを含む二次元図像表現には、多様な「規範」が存在し、それが観察者にエジプト特有の表現様式の内容を認識させることになっている。それらの規範は、長らく第1王朝開闢期頃以降に成立したと考えられてきた。主要な規範はそれ以降約三千年にわたって継続して用いられたが、他方で、時期によって変化した規範が存在したことも知られている。

王朝初期には顕著でありながら、古王国時代以降大きく変化した主要人物像の方向性に関する規範がその例の一つである。ヒエログリフには文字に右向きか左向きの方向があり、二次元表現の人物像も頭部と下半身が側面から見た像で描かれるために、右か左の方向性が生じている。かねてから、初期王朝時代の主要人物像は右向きが優勢であったところ、古王国時代になって次第に左向きの人物像も増加することが指摘されていたのである。ヒエログリフの方向性を詳細に考察した H. G. Fischer は、人類に右利きが多いために初期のヒエログリフは右向きが優勢になり、図像もそれに連動して右向き優勢となったと述べていた。果たして、このような説は妥当なのであろうか。

Fischer がこの説を提示した頃には、初期の文字や図像に関する資料が限られていたが、その後、ア

ビュドス遺跡ウム・エル＝カアブの発掘調査によって、多数の初期の文字の資料が出土し、文字の起源が先王朝時代ナカダⅢ期に遡る可能性が明らかになった。また、近年の調査と研究は、岩壁画や石碑を含む新しい資料を蓄積してきており、初期の文字と二次元表現について、再考察が可能な状況にある。

そこで本発表においては、主にナカダⅢ期の文字と図像の方向性の実体を石碑やラベル等の媒体別に概観しつつ、方向性の歴史的展開と規範の起源を調べてみた。その結果、ナカダⅢ期から文字と図像に右向き優勢の傾向が存在したことが、この傾向は文字において早く現れ、図像にそれが顕在化するのには王朝開闢期以降であることが、および見え方よりも書記と画工の規範が成立したのであること等を明らかにすることができた。

2. リシュト「ファイアンス工房」より出土した遺物の調査と考察

山花 京子

リシュトは古代エジプト中王国時代に王宮がおかれたイチャウイの西側に位置し、第12王朝時代のアメンエムハト1世とセンウセレット1世のピラミッドと、廷臣たちの墓、そして住居址が発見されている。この場所は1906年以降アメリカ合衆国のメトロポリタン美術館の発掘隊によって発掘されている。

本発表では、アメンエムハト1世ピラミッド周辺に広がる工房址と推定される「Faience factory area (以降「ファイアンス工房址」とする)」場所から発見された遺物の観察を行った際のまとめを報告する。

「ファイアンス工房址」は、発掘者によって第12王朝時代と位置づけられたが、D. Arnoldらによる再考により、第12王朝時代の住居址を覆う覆土から多くのファイアンス工房関連の遺物が発見されたことが分かった。したがって、現在では第13王朝時代～新王国時代初期という広い時代幅が与えられている。

「ファイアンス工房址」からは数多い数のビーズや未成品、窯道具らしい土製品などが発見されているが、窯は発見されていない。したがって、中王国時代のファイアンスがどのように焼成されたのかは解明されていない。ファイアンスを焼成するためには土器焼成より高温領域を保てる窯施設が必要となる。ファイアンス製品は王朝成立以前より制作されていたにもかかわらず、明確な窯の存在はローマ属領時代のものが唯一の例である。

リシュトの「ファイアンス工房址」からは、多くの「失敗」ビーズと土製品が出土している。これらを詳細に観察した結果、以下の点が明らかになった。1) 製品の大半は青緑色と濃紺色の玉ビーズ（丸玉とディスク形）とドロップ形（涙形）ビーズであるが、中王国時代特有の形象ビーズも存在する。2) 大量に出土した土製の玉や円盤型製品の表面には釉が付着しており、ファイアンスの焼成と関連のあることが確認できる。さらに、「失敗」ビーズに残されている爪跡とこれらの土製品の釉跡が一致するものが多く、土製品の窯内での使用方法を推測することができる。3) 窯道具と見られる土製品は多くが当時の土器より白く細かな胎土で作られており、特別に調合されたものであると推測できる。4) 「失敗」ビーズ玉には、完全にガラス化してしまったものもあり、焼成温度を高く保つ設備があった可能性が推測できる。

3. エジプト中王国時代の祭祀土器の器形組成——アブ・シール南丘陵遺跡の事例——

矢澤 健

アブ・シール南丘陵遺跡の南側斜面からは中王国時代の土器と神像群が納められた岩窟遺構（AKT01, AKT02）が発見されており、遺構の南からは同時代の土器が集中して大量に出土した。遺構内の土器は王族や一部のエリート層の埋葬に特徴的なピラミッド・ウェア（クイーンズ・ウェア）と呼

ばれる精製土器が含まれており、一方、外から出土した土器の集積は、葬祭殿で故王に供物を日々捧げる儀式で使用され、廃棄された粗製の土器群と類似していることが指摘されていた。発表では、後者の土器群を用いた供物奉獻祭祀のより具体的な内容について、器形組成から精査した結果について報告した。

これまでの研究から、土器集積は2つの器形が80%以上を占め、活動には大きな変化がなかったことが推定された。一方で、2つの器形の経時的変化について分析した結果、大きな変化は認められないものの、整形の作業において顕著な省略化傾向が認められた。従って、供物奉獻祭祀の特徴が最も良く表われているのは、活動の最初期の土器であると推測された。土器の集積は深さ10cm毎に取り上げが行われており、その最深部から出土した土器群の器形組成を確認した。その結果、粗製ではあるものの、岩窟遺構内で発見された土器と、器形の組成という観点からは似通っていることが明らかになった。

岩窟遺構内出土土器に含まれるピラミッド・ウェアの器形は、初期王朝、古王国時代の供物奉獻の儀式に使用された容器に由来しており、ピラミッド・テキストや供物リストとの関連が指摘されている。中王国時代の墓におけるこうした土器の存在は、初期王朝から続く葬送儀礼の伝統に基づく供物奉獻が行われていたことを示しており、岩窟遺構の供物においても同じ事が言える。岩窟遺構内だけでなく、外で行われた祭祀の土器についても器形・セットに類似が認められるという事実は、外で繰り返し捧げられた供物も、同じ儀礼に基づいて構成されていたことを示唆しているのではないだろうか。

岩窟遺構の内部と外部の土器については、これまで質的な差異が強調されてきたが、器形という観点からはむしろ類似しており、葬送における供物奉獻祭祀の伝統的な儀礼の影響が見られる。岩窟遺構からは人骨は発見されていないが、土器からは墓としての性格が強いことが指摘されており、今回の分析の結果はそれをさらに補強する形となった。

4. イシスネフェルト岩窟墓の造営過程——エジプト、アブ・シール南丘陵遺跡の発掘調査——

柏木 裕之

エジプト、アブ・シール南丘陵遺跡は、サッカラ遺跡とアブ・シール遺跡の中間に位置し、早稲田大学古代エジプト調査隊によって1991年に発見された遺跡である。王や王族に関わる遺構が造営されたことから、聖地の一つとして重要な位置を占め続けてきたと考えられている。本発表は、2009年2月に丘陵頂部から発見されたイシスネフェルトの岩窟墓を対象に、地下室の掘削工程と石棺の搬入時期について検討を試みたものである。

被葬者のイシスネフェルトは、ラメセス2世の王子カエムワセトの娘と考えられ、墓は竪坑および下降通路を経て一辺約3.8mの方形の埋葬室へ導かれる構成であった。埋葬室の南東隅には石灰岩製の棺が壁に接するように据えられ、その形状は本体が矩形の箱形をし、蓋は上面が蒲鉾状で両短端に突起が付く復古的な様式であった。石棺内部には木製の人型棺が収納されていたと推測されるが、発掘時には失われていた。

埋葬室の壁面を丹念に観察した結果、掘削作業はまず石棺本体の上面にほぼ対応する高さの平坦面を一度作り、その後再び床面まで掘り下げる、二段階の工程が踏まれたと想定された。途中で平坦面を用意した理由は、重量のある蓋石を水平にスライドさせて石棺本体の上に仮置きするためであったと推察される。すなわち石棺は、搬入設置作業を効率よく進めるために、掘削の途中段階で室内に運び込まれた可能性が高い。

蓋石には未整形箇所が認められたことから、埋葬室に搬入された後も仕上げ作業が続けられたと推定される。蓋石上面の銘文帯は斜めに刻まれていたが、これは暗い室内で窮屈な作業姿勢を強いられるために起きたという説明が可能である。

銘文帯の文字列は通常頭部からつま先側に向かって刻まれるが、当該蓋石では反対向きであった。また蓋石上面のうち、部屋の壁に面する側は最終仕上げがなされていなかった。これは石棺が部屋の隅に接するように置かれ、壁面に近い部分の作業が困難であったためと推察される。最後に蓋石を180度回転し、反対側の未整形部分を仕上げることが予定されていたと推測され、転回を見越して文字列をあらかじめ逆向きに刻んでいた可能性が挙げられよう。

銘文帯の歪みや逆向きの文字列は、蓋石が未完成の状態での搬入され、室内で作業を継続しなければならなかったことに起因しており、石棺の搬入および設置作業が岩窟墓の掘削工程の中に組み込まれ、それが遂行されたことを示す事象として注目される

5. テーベ西岸ウセルハト墓 (TT 47) の再発見

近藤 二郎

2007年12月～2008年1月に実施したエジプトのルクソール市西岸のアル＝クルナ村、アル＝コーカ地区のテーベ西岸岩窟墓第47号（ウセルハト）墓の調査は、2011年12月～2012年1月までに5回にわたる発掘調査を実施した。ウセルハト墓 (TT. 47) は、1902年～03年にかけて、民間人であるオムダ（村長にあたる）によって発掘が実施され、ハワード・カーターが報告して以後、100年以上「行方不明」の状態にあった。ウセルハト墓から発見され、現在、ベルギーのブリュッセルの The Royal Museums of Art and History に収蔵・展示されている王妃ティイのレリーフからも、この墓が新王国第18王朝アメンヘテプ3世～同4世時代にかけての時期のものとして想定され、「アマルナ時代」直前の時期の岩窟墓を考える上で極めて重要であるとの認識にたつて調査が企画・実施された。

これまでの調査によって、長年、厚い（最大で9m）堆積砂礫で覆われていた。また、岩窟墓の岩盤の質も脆いために、発掘調査は困難を極めた。第4次調査（2010年12月～2011年1月）では、ウセルハト墓内部の様子を初めて観察することができたが、前室天井部の大部分が崩落している状況が確認された。そして、第5次調査（2011年12月～2012年1月）において、墓内のレリーフ装飾が明らかになった。特に、前室内部の構造や長年の念願であった前室奥壁南側の壁面のレリーフの検出に成功することができた。さらに砂礫を除去すると、ついに、キオスクにいる王（アメンヘテプ3世）と王妃（ティイ）のレリーフ装飾上部を再発見することができた。このことにより、The Royal Museums of Art and History の王妃ティイのレリーフの上部にあたる王妃の冠の上部の2枚の羽根飾り部分を検出することができた。さらに、奥室内部に入ることができ、奥室内部の詳細な観察を実施したところ、奥室内部の壁龕に穿たれた、ほぼ等身大の被葬者夫婦の彫像と思われる未報告の彫像が発見することができた。また、前室内部の観察から、前室に設けられた12本の柱が未完成であり、未成形の角柱であることも新たに判明した事実である。今後、墓の前庭部の全面発掘、前庭部の南側からの砂礫の進入防止策、そして、天井部分がほとんど崩落している前室部分の発掘作業等、まだまだ難題が数多く残されている。

6. アメンヘテプ3世王墓におけるアムドゥアト書の短編の記し方について

菊地 敬夫

アムドゥアト書の短編は、王墓の埋葬室におかれた石棺の足側の壁に記される傾向が指摘されている。これが意図してそのように配置されているのかどうか、アメンヘテプ3世王墓の短編を詳細に観察して、

作業過程を復原しながら検証した。アメンヘテプ3世王墓におけるアムドゥアト書の短編の配置を確認し、次いで、短編に引かれているテキストの罫線、および時刻の境界のラインが、どのようにして壁面に施されたのか、また、テキストを記入する作業について報告した。

さらに、この短編のなかには古代の書記によるメモランダムが残されており、明瞭に残るものは14例を数える。これらは何を意図して記されたのか、短編を記す作業工程を踏まえて考察した。

罫線と時刻の境界線について

- ・罫線は、短編の上端と下部付近にドットを打ち、それらに定規のようなものを当てて、結んで引かれた。
- ・罫線は、下書きの後に、清書という手順で作業された。
- ・1時から4時までの時刻の境界線は、当初の下書きでは明確に設定されていなかった。
- ・1時から6時までの区域では、下書きから清書に至る段階で、罫線の変更などが散見された。7時以降は、このような変更が見られない。これは、配置上、短編の後半が、長編の始まりに接続することから、作業当初から罫線の割り振りを正確に行った結果であろう。

テキストの記入について

- ・短編のテキストは、罫線が下書きの段階で記入され、その後、罫線は清書された。

メモランダムについて

- ・メモランダムは、下書きの罫線を引く作業の途中に、定規をあてた下部のドット付近に記された。
- ・メモランダムは、テキストを記入するための下書きというよりも、行数を正確に設定するためのものである。

アムドゥアト書の短編に関して、石棺の足側の壁面に配置するという意図はうかがえた。しかし、それは、おおよそとしてであった。また、短編をパピルス原本と行数を違えずに、壁面に書き写すという方針が読み取れた。このような短編の記し方には、石棺に安置された故王の視線が、石棺の向きに規定されつつも、東壁から南壁中央までに掲げられた短編へ、身体的な自由度をもって向けられている、という認識があったと考えられる。アムドゥアト書のパピルスを正確に書き写すという計画的な装飾は、埋葬室の機能を明確に定めていくことであり、アメンヘテプ3世が身体的な能力を再び取り戻すことを見据えたものであった。

7. トゥットアंक(ウ)アテンからトゥットアंकアメンへ

河合 望

本発表では、トゥットアंकアメン王の即位前、すなわち王子の時代から治世初期の状況について再検討することを目的とした。

トゥットアंक(ウ)アテン王子の最初の記録は、所謂「ヘルモポリス・ブロック」と呼ばれるレリーフ・ブロックで、碑文の「彼の身体の息子」という表現によれば、彼がアクエンアテン王の皇太子であったことは明らかである。このブロックが装飾された時期は、同じブロックに刻されているアंकエスエンパアテンと思われる王女の称号「二国の主に大いに讃えられし者」の傑出した地位からアクエンアテン王の治世末と推定した。また、トゥットアंक(ウ)アテン王子と思われる王子の姿がアマルナの建造物由来の図像等に見られることは、「ヘルモポリス・ブロック」にあるアクエンアテン王の息子の記述と蓋然性が高いことを指摘した。

トゥットアंक(ウ)アテン王子は、皇太子であったにも関わらずアクエンアテン王の死後は、ネフェル

ネフェルウアテン女王（メリトアテン王妃）が単独統治したが、彼女の次に王位を継承したトゥトアンクアテン王は、ネフェルネフェルウアテン女王のために作られた副葬品を再利用、名前を改竄したことから、彼女を王として認めず、埋葬を行わなかったと推察した。そして、王は、アクエンアテン王の遺体を王家の谷の第55号墓に再埋葬することにより王位継承の正統性を示したと考えられる。男性の王であることも伝統的な宗教の「ホルスとしての王」を示すことになり、トゥトアンクアメン王の王位継承を正当化するものであった。

トゥトアンクアテン王の即位と治世初期の状況については、アケトアテン（アマルナ）に記念建造物などの長期間の存在をしめす証拠を残していないことから、即位してまもなく、アマルナを放棄とみられる。また、トゥトアンクアテン王に付随する銘文や図像から、即位時より伝統的な神々の信仰復興を推進したと考えられる。しかし、極端な揺り戻しではなく、アテン神とアテン神の融和が試みられたとみられる。

所謂『復興碑』から、王が2度の即位、すなわちトゥトアンクアテン王としての即位とトゥトアンクアメン王としての即位を読み取ることができると指摘した。王名は変化するが、アテン信仰との決別を意味するのではなく、多神教の中の一柱としてのアテン神信仰は維持されたと考えられる。

8. 古代エジプト・新王国時代の土壌墓における墓標について

和田浩一郎

土壌墓は古代エジプトの全時代において、もっともよく見られる墳墓形態である。簡素な墳墓形態であるが、死後の供養を必要とする古代エジプトの埋葬観念から、墓坑の地上部分に目印あるいは礼拝の焦点となる構造物を伴っていることが明らかになっている。古王国時代・中王国時代には墓坑上に小さなマスタバを築いたり、墓坑のそばに日乾煉瓦造の小祠堂を配置した事例が認められる。また新王国時代には、砂礫や石を積み上げた塚を築くのが一般的になったと推測される。ダハシュールやサッカーラでは、そのような土壌墓に無装飾で粗削りな石材が墓標として伴っていたことが報告されている。他方アマルナでは、ステラやピラミディオンといった記念物が土壌墓に伴っていたことが分かってきており、土壌墓の多様性が窺われる。

従来こうした石製記念物は、より大規模な礼拝施設の一部や奉納物として捉えられることが一般的であった。しかし近年の調査成果は、既存の資料の中に本来は墓標として製作されたものが含まれている可能性を示している。アマルナで出土している石製記念物を概観すると、大半が上部に突起を備えている。この形状については、岩山に造営された墓とそこで礼拝を受ける被葬者を描写していると解釈されている。墓標として用いられた記念物のひとつの指標として、このような上部に突起を持つものが考えられた。そこで博物館に収蔵されている突起を持つステラ（ポイントトップ・ステラ）の検証を試み、墓標抽出の可能性を探った。

ステラに施された装飾のうち、注目されたのは突起部分を占める図像である。検証した44例のうち、約半数の23例にうずくまるジャッカルの姿が描かれていた。ジャッカルの聖獣とするアヌビス神は「彼の山の上におわすアヌビス」という形容辞を持っており、突起部分の図像はこの形容辞との関連が考えられる。ステラ上部の突起は太陽信仰を反映したものという認識が一般的だが、墓地の岩山を意図した意匠でもあることがうかがわれた。現時点でポイントトップ・ステラの中から墓標を同定することは難しいものの、博物館資料には定形から外れた形状を持つ記念物もあり、墓標の可能性をさらに追求することは可能と考えている。

第25王朝は王位の母系継承を思わせる特徴をいくつか示しているが、王が前王の息子であると思われる例が存在することから、現在主流の考え方は父系説である。しかし、王の父子関係を示す唯一の証拠さえ間接的なもので、「王の姉妹」と「王の娘」の称号を併せ持つ女性がいること、つまり王の姉妹が前王の娘ならば、王は前王の息子であるというものである。そこで、「王は前王の息子である」という前提は果たして正しいのか考えてみた。

母系制を考えるにあたり、母系社会の親族名称を参照してみた。母系社会と結びつけられるイロクォイ型またはクロウ型親族名称では、母親の姉妹の子どもである平行イトコも兄弟／姉妹と同じ名称で呼ばれる。第25王朝を母系社会としてこれを当てはめると、「王の姉妹」には、王母の娘と王母の姉妹の娘たちである王の平行イトコが含まれることになる。「王の姉妹」と「王の娘」の称号の組み合わせには、①「王の姉妹」だけ、②「王の娘」だけ、③「王の姉妹」と「王の娘」の両方の3つのパターンがある。王族において兄弟姉妹婚の行われていた母系制として考えると、この3パターンは任意の選択ではなく、①は王母の娘、②は王と姉妹以外の王妃との間の娘、③は王と兄弟姉妹婚をした王妃との間の娘を示すために使い分けられていたと考えることができる。③の場合、王妃は王母の姉妹でもあり、その娘は父を通じて「王の娘」であり、母を通じて王の平行イトコとして「王の姉妹」にもなる。つまり、ある女性が「王の姉妹」と「王の娘」の称号を併せ持つ場合、その「王の姉妹」は王の母方平行イトコを意味しており、王は前王の甥となる。

母系制は、財産と出自を母から娘に引き継ぐ女系ラインと、財産の管理・運営および集団全体の支配・統制といった政治的権力を母方オジから甥へと引き継ぐ男系ラインの2つの相続ラインを持つことが特徴である。「王の姉妹」が王の実の姉妹と平行イトコを示すものとして復原した第25王朝の系図は、母から娘へと王母位が引き継がれる女系ラインと、母方オジから甥へと王位が引き継がれる男系ラインの2つを持つ典型的な母系制を示している。以上のことから第25王朝を興したクシュ王国はイロクォイまたはクロウ型親族名称の母系社会と考えられる。

第2会場

1. 「神は我がいのちを贖う」(詩49:16) —— 旧約聖書におけるヘブライ語語根 P-D-H の原意とその宗教史的・神学史的展開 ——

山吉 智久

旧約聖書の『詩篇』49篇を理解するための重要な鍵語の一つが、ヘブライ語語根 P-D-H である。全21節から成る『詩篇』49篇にはこの語根が計4回用いられており、それによって8-9節では、人間による「いのちの贖い」の可能性が否定される一方で、16節では、これに呼応するように、神による「いのちの贖い」の確信が表明される。本発表は、旧約聖書外のセム語（アッカド語、北西セム語、南セム語）における用例を参照しつつ、ヘブライ語語根 P-D-H の原意を探求すると共に、『詩篇』49篇にたまたみ込まれた、この語根の宗教史的・神学史的発展の一端を明らかにした。

旧約聖書に計70回登場するヘブライ語語根 P-D-H は、常に「死」と対峙する「いのち」に関わる言葉であり、その原意は、代価を支払うことによって、その「いのち」を「死」から「買い戻す／贖う」ことであると考えられる。このことは、聖書外のセム語の用例からも窺い知ることができる。この語は旧約聖書において、古くは法律用語として、死刑宣告された人間（出21:30、サム上14:45）、あるいは奴隷（出21:8、レビ19:20）の買い戻し／贖いを表す術語として用いられる。また祭儀用語として、元

来は神に捧げられるべき初子（動物・人間）の買い戻し／贖いを意味した（出13:13-15, 34:20, レビ27:27, 民3:46-51, 18:15-17）。その一方で、この語根は、旧約聖書において常に神／ヤハウェを主語とする神学的な用いられ方をする中で、他のセム語の用例には見られないある決定的かつ特異な意味の発展を遂げたと思われる。すなわち、代価を伴う「買い戻し／贖い」から、代価を必要としない神による一方的な「救済」の行為を表すようになるのである。そこでは、苦難からの個人の解放だけでなく（詩26:11, 31:6, 55:19, 69:19, サム上4:9, 王上1:29, イザ29:22, エレ15:21, ヨブ5:20他）、イスラエルの民全体に対する救済行為（詩25:22, 34:23, 130:7f）も表され、出エジプトの出来事（申7:8, 9:26, 13:6 他）や、バビロニア捕囚からの解放（詩44:27, イザ1:27, 35:10 = 51:11, 50:2 他）などの具体的な出来事とも結び付けられた。

『詩篇』49篇における、人間による「いのちの贖い」の否定と、神による「いのちの贖い」の確信は、ヘブライ語語根 P-D-H のこのような意味の変遷をその背景に持ち、物や金の支払いでは抗えられない人間のいのちの死すべき運命を知らしめ、その一方で、死してもなお止むことのない神との繋がり確信が言い表されている。

2. コプト語における焦点化転換（第2時制）の文焦点機能について

小山 彰

コプト語サヒド方言の包括的な参照文法である B. Layton, *A Coptic Grammar*, Wiesbaden, 2011 では、伝統的に「第2時制」と呼ばれてきた一群の形式が「焦点化転換」という範疇のもとで扱われ、その機能は文を構成している構成要素の一部、とりわけ副詞類を焦点化することにあると再分析されている。

しかしながら、以下の例文のように焦点化転換の用例の中には、文の一部の構成要素の焦点化、すなわちランプレヒトによる焦点構造の分析（K. Lambrecht, *Information Structure and Sentence Form*, Cambridge, 1994, 221-238）における「項焦点」という観点からでは、文脈に適合した解釈を引き出すことが困難な事例も存在する。

【例文】「師父たちの金言」Chaine no. 225（マカリオス 7）、11-13

〔文脈〕マカリオスと泣きつづける寡婦の会話。

マカリオス：「なぜ、あなたはいつも泣いているのか？」

寡婦：nta pahai mou eafji nouçoile nte oua auō mpefjoos efnamou je ntafkaaf tōn

「私の夫がある人から預かり物を受け取った後に死んで、死ぬ際にどこにそれを置いたのか言わなかったのです」

他方、発表者はこれまでに、コプト語に先行する段階である中エジプト語の *Spw* 構文、および新エジプト語の *i.sdm=f* 構文が日本語の「ムードの『のだ』」に対応する構文であり、両者の機能は文の意味内容全体の焦点化にあることを論じた。この機能は、上で触れたランプレヒトの分析における「文焦点」に相当するものである。

上記の背景をふまえ、本発表ではまず「コプト語サヒド方言の焦点化転換は、項焦点の機能に加えて文焦点の機能も併せ持つ」という仮説を設定し、ついでその妥当性の検証を試みた。具体的には、共観福音書および「師父たちの金言」のサヒド方言版テキストから抽出した文焦点用法に相当すると判断される焦点化転換の用例について、先の議論でも援用したムードの「のだ」が表す「説明のモダリティ」の4つの機能区分と照らし合わせて分析を行い、用例分析の結果が提案した仮説と齟齬をきたさないことを確認した。

3. ウル第3王朝期における「西方の MAR.TU」と「東方の MAR.TU」

堀岡 晴美

ウル第3王朝期行政経済文書（前22-21世紀）には MAR.TU の肩書を持つ個人名が多い。彼らの大半はバビロニア諸都市と経済的に交流し、あるいは都市に定住して王室のために働くなど多彩である。だがいずれも都市に敵対する者ではなく、「MAR.TU すなわち蛮族」とする今日の見方とは相容れない姿である。MAR.TU には複数の部族がありバビロニア諸都市やウル王室との関係もそれぞれ異なるのであるから、MAR.TU を一括りにして理解しようとしてはならない。

通説ではウル第3王朝滅亡の原因は Elam と MAR.TU による攻撃とされるが、しかしながら『シュメールとウルの滅亡哀歌』では呪われるべき者（＝ウルの破壊者）は Elam, Gutium と Tidnum (MAR.TU の一部族) とある。また第4代 Ur 王の Šū-Sîn 4年に建設された要塞 bad₃ MAR.TU Muriq Tidnim とは『MAR.TU の要塞、(その名は)「Tidnum を遠ざけておく(要塞)」』を意味するが、ここで排斥すべき相手として名指すのは Tidnum であって MAR.TU 全体ではない。彼らは歴代の Ur 王が専ら遠征した東方・東北方の敵地の前線地帯で活動していた MAR.TU の一派であり、本来アラビア半島に端を発した部族であるが次第に北メソポタミアへ移動し、のちにアッシリア地方と呼ばれる地域に活動拠点を築いた履歴を持つ。

一方で Ur 王は西方へ遠征しなかった。それは Ur 王室がシリアのユーフラテス河中流域一帯を支配する Mari の支配者一族と良好な関係を築いていたからである。またおそらく Bišri 山麓一帯の本拠地からバビロニアへ移住した MAR.TU の Naplānum 一族（＝Yamūtum）もウル王室のもとで経済活動をおこない繁栄し、湾岸近くに居留地を築いた。ユーフラテス河中流域との間を往来するにあたってはマリと協力関係になくはならず、このような状況から Ur 王室+Mari+「西方の MAR.TU（＝Naplānum 一族）」の三者協力関係が築かれ、イラン勢力およびそこに地理的に結びつく Tidnum（「東方の MAR.TU」）と対峙したのである。

4. 『ウルク予言』裏面8行の五つの KIMIN の解釈をめぐって

杉江 拓磨

ウルク出土のアケメネス朝時代の粘土板に記された『ウルク予言』の裏面には、ある王がウルクの女神をバビロンへ連れ出し（3-7行）、何人かの王の時代を経て、別の王が女神をウルクへ戻すこと、そして、その子が王位を継ぎ、世界を支配して、ウルクの覇権が永続する（11-18行）ことが、王の名前をすべて伏せて、予言されている。このウルクから女神を連れ出す、『ウルク予言』が否定的に扱う王と、女神をウルクへ帰らせる、『ウルク予言』が肯定的に描く王とについて、先に発表者は前者を、ウルクからイシュタル女神像を撤去したとされるナブー・シュマ・イシュクン（前?-748年）と、後者を、ウルクでエアンナ神殿が再建されたネブカドネツァル2世時代（前604-562年）初期に、この町で活動していた地元の名望家（それ以上の詳細は不明）とする見方を提案した。

これを受けて本発表では、上記二人の間に置かれた王たちの比定に取り組んだ。そのために、当の二人の王に関する記述の中間に位置する裏面8行に五つ続けて書かれた繰り返し記号 KIMIN の解釈を問題とした。というのも、この五文字がどのような章句を表すと解するかによって、裏面に登場する王の人数が変わるからである。

発表では第一に、他の文書において繰り返し記号 KIMIN が二つ続けて用いられる例を集めた。そして、それらの例において KIMIN 一字が一つの文・節または句を表していると分析した。この見方によれば、五つの KIMIN は直前の四つ、ないし五つの文を表していることになる。そこから、『ウルク予言』

裏面は、前 8-7 世紀のバビロニアの歴史を五人の王に象徴される五つの王朝の交替として描き、それがウルクの王朝による支配に到るとする図式を打ち出すものであると理解される。

もっとも、KIMIN 単独で複数の文を表す例もあり、五つの KIMIN が 5 人の王に関係するとする解釈も捨て切れない。また、『ウルク予言』裏面のイシュタルをウルクから連れ出す王は、アケメネス朝時代の読者にとっては、現実に女神像をバビロンに持ち込んだナボニドスを想起させたかもしれない。そう考えると、五つの KIMIN は、新たな王が間もなくウルクから現れるとする予言となるよう、ナボニドスから在世中のアルタクセルクセス 2 世（前 404-359 年）までの王の人数に合わせて本文を操作した結果であると解釈することも可能である。

5. ARANA 文書再考

山田 雅道

シリア内陸部のエマルで出土したアッカド語文書（前 13-12 世紀初期）には、多数の不動産売買契約が認められる。本発表が取り上げた 4 点（*Emar VI 153*; *ASJ 12-T 2*; *TS 14, 15*）は、いずれも市当局（ニムルタ神とエマル市）が個人に不動産を売却したことを示す証書ながら、*DIŠ A-RA-NA* (LUGAL) に言及する特異な記事の挿入が認められ、他の同種の文書とは区別される。本発表者はかつてこれら「ARANA 文書」を扱い、(1) ARANA とはエマル文書以前のエマル王の名 (Arana) であり、(2) 当該記事は同王が大量の不動産と交換に市から多額の金銀を得たことを述べており、(3) 各文書の本体部分で市当局が売却した不動産はこの時に得た物件の一部である、との解釈を提案した (*Orient* 29 [1993])。問題の記事（例えば *TS 14: 19-26*）の拙訳は次の通り：「Ara[na 王]が銀 30,000 (シクル)、金 700 (シクル) を市に要求したとき、彼ら (王宮) は *eršetu* と家をその銀と金の代わりに (市に) 与えた (ので)、彼ら (市) はその銀と金を Arana 王に与えた」。

これに対し、その後他の研究者からは批判と新訳の提案がなされたが、この記事を金銀の要求を受けた市が大量の不動産を処分してこれを調達したと解釈し、本体部分での不動産売却をこの処分の一環として理解することは困難である点が指摘される。市による不動産の大量処分という方向で同記事を理解する限り問題点が残ることから、本発表者は上記拙訳を擁護する。ここで ARANA 文書において売却された不動産が通常の家や耕地ではなく、*KI eršetu* 「地所 (家屋の残骸が残る物件を含む)」 (*Emar VI 153*; *ASJ 12-T 2*; *TS 14*) ないし *KI.LAH₄* (= *nidūtu* と理解する) 「荒蕪地」 (*TS 15*) である点は興味深い。これらは市による獲得後、長期間売れ残った物件と見なすことが十分に可能である。なお、4 文書中少なくとも 2 点 (*ASJ 12-T 2*; *TS 15*; cf. *Emar VI 153*) に認められる前置詞 + 人名表記 *a-na-ra-na* (< *ana Arana*) は、上記拙訳の反証とはならない。これらの場合 (特に *ASJ 12-T 2*)、問題の記事全体が直接話法 (-*mi*) によって示されているからである。ここからは、同記事が本体部分における不動産売却の際に唱えられた文言 (一種の口頭儀礼?) であることがまず示唆される。さらに通常は起こりえない人名の連声は、むしろエマルにおいてアッカド語が話されていたことを示す重要な証拠と見なせよう。

6. ティグラト・ピレセル 3 世碑文——形式的・歴史記述の特徴

山田 重郎

ティグラト・ピレセル 3 世 (在位前 745-727 年) は、その 18 年間の治世に従来のアッシリアの伝統的領域を大きく超えて領土を拡張し、古代西アジアの政治地図を一新した。そのためティグラト・ピレセル 3 世の治世は、一般にアッシリア帝国期の始まりとされ、しばしば古代西アジア史の転換期とみなさ

れてきた。

この発表では、王宮の内壁や床、石柱、磨崖、粘土板等に残されたティグラト・ピレセル3世の主要な碑文の形式的・歴史記述の特徴を分析し、それらの碑文がどのように王を描き、それによって何を主張しようとしているのか、また、それは王の治世をめぐる歴史的状況をどのように反映するものなのかを考察する。考察にあたっては(1)王号、(2)年代表示法、(3)遠征記録中に描かれる王の大権、という3つの要素に注目した。

(1)と(2)については、広域支配者の典型的王号 *šar kibrāt erbetti* 「4方世界の王」、ならびに毎年絶え間ない軍事遠征を強調する *palû* 年代表示による遠征記事の連続する提示が、双方ともに、前9世紀半ばに大規模な遠征を繰り返し国威の回復・拡大に努めたシャルマネセル3世(在位前859-824年)の碑文に採用された後、断絶し、ティグラト・ピレセル3世の治世に初めて復活することに注目した。このことは、「休みなく遠征を行い、広大な領土を征服、統治する卓越した軍人」としての伝統的な「戦う王」のイメージの復活を意味する。また、(3)に関しては、ティグラト・ピレセル3世の王碑文が、先王たちの碑文の伝統を継承して、英雄的軍人として遠方の敵を倒し、平伏させ、貢物を集め、広域を支配下に置く王のイメージを強調する一方、新たな特徴として、アッシリア支配下に編入された「土地と都市の詳細なリスト」を提示し、「住民の強制捕囚や再定住」に言及し、「王の宦官」を地方行政官長官として占領地を行政州として編入する過程を具体的に記述する点を指摘した。このことは、前9世紀末からの1世紀半にもおよぶ長い混乱と政治権力の分散の時代をへて、権力を一元的に掌握し、「世界を確固たる行政州制度のもとに統治する絶対的帝国行政官」としての新しい「治める王」のイメージの導入と捉えることができる。これらの特徴は、アッシリア国家が比類なき中央集権的帝国の建設を目指した王の治世が位置する歴史的脈絡を反映するものといえる。

7. アッシリア美術における「中心へ向かう構図」について——アッシュルバニパルのライオン狩り浮彫とシンメトリー構図——

渡辺千香子

新アッシリア時代の王アッシュルバニパルの時代に制作された浮彫りには、(1)一方向を向いたベクトル上にモチーフが配置される「線的構図(連続する様式)」、ならびに(2)登場人物など主要なモチーフの流れを中央に向かって配置する構図、の二種類の特徴的な構図が認められる。本論では、後者を「中心へ向かう構図」と位置づけ、その典型的なシンメトリー(左右対称)構図について、以下の3種類に分類した。

- ①モチーフを「線対称」によって180度反転させた鏡像(ミラー・イメージ)
- ②中央の平面を軸にモチーフを3次元の空間を180度回転移動させた「回転対称」
- ③線対称と回転対称を組み合わせた「併用タイプ」

アッシリア王の姿が「中心へ向かう構図」を使って表現される例は、アッシュル・ナツィルパル2世の玉座の間の浮彫り、シャルマネセル3世の彩釉レンガのパネル、センナケリブのバヴィアンならびにマルタイの磨崖浮彫り等に見出せる。これらの図像に共通するのは、同一の王が礼拝のポーズをとって同じ画面に二回登場し、向かい合う王の姿の間あるいは上部に、礼拝の対象となる「聖なる存在」が描かれる点である。図像表現の観点から、この場面が何を意味するのか、これまで解釈の決め手となるものが欠けていた。

発表者は、アッシュルバニパルのライオン狩り浮彫り(ニネヴェ北宮殿C室南西壁面)に使われた

「中心へ向かう構図」を詳察し、この画面の中に、異なる機会に行われた複数のライオン狩りが統合されている可能性を指摘した。この新たな知見に基づいて他の「中心へ向かう構図」を再考し、この構図には異なる時空間で生じた複数の出来事を統合する特質があることを明らかにした。

8. エサルハドンの王位継承誓約文書について

渡辺 和子

2009年にトルコ南東部のテル・タイナトの神殿至聖所でトロント大学の発掘隊が発見した粘土板文書のなかに、紀元前672年にアッシリア王エサルハドン（在位前680-669年）の王位継承誓約文書の一部（タイナト版）があった。文書の完全な出版は保存処理の後になされる予定であるが、文書両面の写真、翻字、部分訳、注釈はJ. Lauinger (*JCS* 64, 2012) によって提供された。文書のコピーは含まれていない。

この文書は、1955年にカルフ（ニムルド）で発見され、D. J. Wiseman (*Iraq* 20, 1958) が「エサルハドン宗主権条約」として出版した最低9部の文書群（ニムルド版）として知られていた（再編纂はK. Watanabe, *BaM Beiheft* 3, 1987）。それらはエサルハドンが定めた王位継承遵守を誓うアッシリア内外のすべての要人に渡されたほぼ同文の誓約文書であるため、少なくとも数百部は発行されたものと目される。しかしニムルド版は、メディア地方の施政者たちに発行されたものであり、しかもアッシリア国内で発見されたことから、特殊な「宗主権条約」とする見解も出されていた。

タイナト版は、クナリアに派遣されたアッシリアの代官に発行されたものであることから、テル・タイナトが当時のクナリア（クヌルア）であったことが判明した。またその文書が神殿至聖所に安置されていたことは文書中にあるように、神アッシュルの印章が押されたその文書を各人自身の神として扱うようにという指示が守られていたことを傍証する。使用されたアッシュルの三つの印章のうち、少なくとも新アッシリア時代の印章銘文には「天命の印章」と明記しており、「天命の書板」の原文書として誓いを立てた全員に手渡されたことになる。紀元前612年のアッシリア滅亡に加勢したメディアの施政者たちが、おそらくその文書の威力を恐れてカルフへ持ち込んで粉碎し、その後の戦火に焼かれて残ったものの一部分がニムルド版であると推測される。

アッシリアは、紀元前2000年頃に都市国家アッシュルとして独立する以前から、前7世紀の滅亡に至るまでの1400年以上、アッシュルを最高神とする事実上の一神教を国家宗教としてきた。最大版図を達成したエサルハドンは法的、宗教的、政治的性格を併せもつ誓約文書を大量に発行し、支配下にある人々に崇拜させた。これらのことと文書の内容がもち得た「契約宗教」成立への影響力については今後の研究課題とする。

9. 一つ屋根の下で——新バビロニア時代ウルのある多世代同居一族について——

渡井 葉子

ウーリーは、*Ur Excavations IX (The Neo-babylonian and Persian Periods)*, London, 1962 において、ウルの House 6 の8室から、その家の所有者の一族のものとみられる約50枚の粘土板文書が発見されたことを報告している。ネブカドネツァル2世29年（前575年）からフィリッポス・アリダエウス7年（前316年）までの約260年間に及ぶ文書を含むこの文書群の所有者は、ガッラーブ（「理容師」）という、聖職禄保有一族であった。このアーカイブはH. H. M. Figulla, *Business Documents of the Neo-Babylonian Period*, *Ur Excavations Texts* (= UET IV), London 1949 において出版されており、G. ヴァン・ドリール、J. エルスナー、F. ジョアンネス等によって一族の系譜や活動年代などが明らかにされてきたが、

文書の内容に関する詳細な研究はまだなされていない。本発表では、この一族が都市に所有していた不動産（家）に注目した。

アーカイブに含まれる家関係の文書は、同じ1つの家に言及しているとみなされる。まず前6世紀後半、第1世代が約609平方メートルの家を購入し（UET IV 7）、数十年後に改修目的とみられる賃貸契約を結ぶ（UET IV 36）。家は購入者の孫つまり第3世代にあたる2人の兄弟によってほぼ均等に分割され（UET IV 52）、彼らの息子達つまり第4世代は、家の取り分を巡って兄弟間で訴訟を起こす（UET IV 193）。第4世代のメンバーのうちの1人の息子達（第5世代）は、おそらく家が手狭になったためか、隣家を購入する（UET IV 22, 11, 38）。第5、6世代の時には一族の人数も増え、家はいくつもの区画に細分化されて相続され、しばしばメンバー間で所有区画の交換や売買が行われた（UET IV 10, 35）。つまり、ガッラーブ家の一族は、代々家を受け継ぎ、内部を分割し、隣家を買い足したりしながら、基本的には260年間同じ場所に暮らしていたといえる。

各区画の所有権ははっきりしており、各メンバー（おそらく夫婦と子ども）がそれぞれの区画に独立して居住していたと思われる。分割においては、①兄弟が平等に分割相続している場合がみられること、②父親の相続分が必ずしもそのまま息子に相続されるわけではなく、家族内で分配分の調整が行われた可能性があること、③一族のメンバー2人（兄弟、従兄弟、おじと甥）が一区画を共有する場合があった（ただしその場合、それぞれが個別に所有する区画が別にあったと思われる）ことが指摘できる。

残念ながら、現段階では、このアーカイブが発見された家の遺構と、文書で言及される家が合致するかどうかは明らかにはできない。この問題は今後の課題とする。

第3会場

1. 近代オスマン帝国における女子高等教育——青年期の女性教育への試みをめぐって——

松尾有里子

本発表では、第二次立憲政期（1909-1918）を中心に、青年期の女子高等教育の制度化について検討した。

近代オスマン帝国における女子教育の導入とその展開については、発表者は先に女子初等教育機関の組織化と女性教員の養成を目的に設立された女子師範学校（Dârülmua'llimât）の実情を分析し、オスマン女子教育の導入過程の特徴を論じた。その結果、女子は小学校から高等小学校への進学を希望する場合、普通科と職業技能科のいずれかを選択し、家政や保健衛生などを含む女子の資質や技能に適った「女性向け」の教育を受けるようあらかじめ方向づけられていた点を指摘した。アブデュルハミト二世期以降、女子の初等教育組織はオスマン全土に徐々に普及していたものの、諸学の館（Dârülfünûn）進学を視野に入れた高等教育へのアクセスは男性のみに限定され、高等小学校終了後の女性の教育は専ら女子師範学校が担うこととなっていた。

オスマン帝国における近代女子教育と女子師範学校との関係史についてはすでに専論があるものの（Kurnaz 1997, 2011; Somel 2000）、これらは制度史的に女子師範学校の概要を時系列に析出することに主眼があり、青年期の女性に対する高等教育の実践において、当該学校が果たした役割を十分に検討できたとは言い難い。一方、19世紀の欧米諸国においても女性に対する高等教育の是非と制度化をめぐる議論が顕在化しており、近代オスマン帝国もその世界的波及の影響下におかれていたと考えられる。このような同時代の動きも視野に入れつつ、本発表では公文書やオスマン帝国年鑑、及び、新聞、雑誌の

記事等に依拠しながら、オスマン政府が（男性と同内容の）中等教育の不在や教育水準の低さ等の障壁をいかに除去し、女子の高等教育の機会を創出していこうとしていたのか、そのプロセスの検証を試みた。

その結果、第二次立憲政期には、度重なる戦争による男性の労働力不足の懸念から、政府を中心に初等教育を終えた女子に対し、女子師範学校を中心に実業教育を視野に入れた新たな中等・高等教育制度の創出が試みられていた点を明らかとした。

2. タンズィマート改革以前のオスマン朝イスタンブルにおける女子学校と女性教師 秋葉 淳

オスマン帝国女子教育史はタンズィマート改革期から説き起こすのが一般的である。他方で、オスマン社会におけるムスリムの初等教育の学校（クルアーン学校）が女子を排除していなかったことは、周知の事実として記述されるのが一般的である。むしろ、女性史の文脈では、19世紀以前のオスマン社会が女子を初等教育のみにとどめていたことが問題視される。しかし、女子初等教育がタンズィマート以前にどの程度の広がりをもっていたのかについて詳細な研究はない。さらに、18世紀末及び19世紀初頭のイスタンブルにおける女性教師の存在を指摘する研究もあるが、これについては他の研究で触れられることは少なく、実態についてはほとんど不明であった。

そこで、本報告では、イスタンブルの初等学校への下賜金給付に関する18世紀末の文書と、1811年に作成されたイスタンブルのガラタ地区及びその郊外の初等学校のリストを主たる史料として用いて、タンズィマート以前のオスマン社会におけるムスリム女子の学校及び女性教師の存在を検証する。

1780年代に作成された前者の文書は、城壁内イスタンブルとボスフォラス海峡沿いの一部地域の学校のリストであり、219の学校の名称と教師名が記載されている。そのうち39校が女子学校であり、その35校で女性教師が教えている。1811年の文書は、先の史料とごく一部重複があるが、リスト上の118の学校中、40校、すなわち約3割が女性教師の教える女子学校であることを示している。これらの学校は小規模なものが多かったと考えられるが、男女共学の学校も多く存在していたことを考慮すれば、女子の初等教育機会がタンズィマート改革以前に社会の広い層の間に広がっていたと見ることができる。そして、女性教師の存在は、一部の女性が教師をするに足る知識や教養を身につけることができ、また、彼女たちが社会的に認知されていたという事実を物語っている。

さらに、ボスフォラス海峡沿いの新興地域に女子学校が比較的多く見られることは、女性教師の学校が、公共空間における女性の可視化が進んだと言われる18世紀イスタンブル社会に固有の現象であったという可能性を示唆している。総じて、本報告で扱った史料は、オスマン女性のリテラシーについての再考と、その歴史的な文脈への位置づけの必要性を促すものである。

3. オスマン帝国タンズィマート期における歴史教科書と歴史教育 小笠原弘幸

本報告は、タンズィマート期（1839-1876年）を中心とした時代におけるオスマン帝国の歴史教育のあり方と、そこで用いられた歴史教科書の性格について検討したものである。一般に歴史教育は、近代国家における国民意識育成に重要な役割を担うとされるが、オスマン帝国史研究において歴史教育の分析はほとんどなされていない。本研究はその欠を埋めると同時に、オスマン帝国近代史に新しい視点を提供することを試みた。

本報告で中心的に用いた史料は、教育関係の公文書と当時の教科書である。トルコ共和国の首相府オ

スマン古文書館に所蔵される教育省関連の文書群は、2007年より公開が始まった。公開が比較的近年であるために、これらの史料は先行研究においてまだ扱われていない。本報告はこの文書史料を利用することで、歴史教科書運用の実態を明らかにした。また教科書は、歴史書としては「史料的価値」がないものとされ、研究機関において収集の対象となつてこなかった。そのため先行研究においては、参照しやすい有名な作品のみが分析対象となつていた。これに対し本研究では、網羅的な史料収集に努めたうえで、包括的なテキスト間の比較を試みた。

本検討の結果、以下のことが明らかとなった。タンズィマート期には西洋を範にとつた近代的教育システムがオスマン帝国に導入され、伝統的なマドラサでは教育科目に含まれていなかった歴史が、近代的教育において教授されるようになったことはよく知られている。しかし公文書を検討すると、歴史教育の導入を一面的な近代化・西洋化として捉える事が難しいことが分かる。というのも教科書として新たに書き下ろされた史書だけではなく、前近代に著されたさまざまな史書も、教科書として広く利用されていたからである。さらに教科書の内容を比較すると、「古典的な史書」が「新しい歴史教科書」に与えた影響が指摘できる。オスマン帝国における「近代的」歴史教育は、多分に伝統的な歴史叙述の影響を受けていたのである。

4. オスマン朝における「準軍人」——ルメリ・ユリュックと「征服者の息子たち」の分析を

中心に——

岩本 佳子

オスマン朝のバルカン半島征服に伴い、ルメリ州と名付けられたバルカン半島へ多くの人々が渡り、同地の社会に大きな影響を与えていった。この流れの中で、アナトリア西部に住むテュルク系遊牧民ユリュックもまたルメリ州へ移り住み、16世紀には「ルメリ・ユリュック」という集団が形成された。このルメリ・ユリュックは通常の臣民とは異なり、一部税の免税特権と引き換えに戦時は遠征に従軍し、平時は政府の命令に従って城塞の修繕や船の建造といった様々な労役に従事するという軍人身分と臣民身分の間に位置する一種の「準軍人」であった。このような準軍人集団はルメリ・ユリュック以外にも存在したが、その多くが16-17世紀に廃止され通常の臣民身分へ改組されていったにもかかわらずルメリ・ユリュックは廃止されず存続し、17世紀末にはルメリ・ユリュックをもとに「征服者の息子たち」という集団が創設された。

本発表では、租税台帳、法令集、枢機勅令簿といった史料を用いてルメリ・ユリュック、征服者の息子たちに関する以下の問題を考察した。

キプロス島征服の際、休戦期間の冬季にルメリ・ユリュックに対して何度も徴兵命令や造船の仕事への従軍命令が発布された件に見るように、ルメリ・ユリュックはオスマン朝の軍事制度の中で兵員や戦争に関連する各種仕事に従事する人材や労働力を提供するという役割を果たしていた。また、類似の準軍人制度であるヤヤ・ミュセッレムが税制の面で耕地と結びついていたがために、人口増加による1人あたりの耕地不足に対応できず集団維持に失敗して16世紀末に解体されたのに対し、ルメリ・ユリュックは耕地との関係が希薄であったがために、ヤマク税というある種の人頭税を支払う特殊な税制下に置かれた一集団として16、17世紀を通じて存続可能であった。さらに、17世紀末には相次ぐ戦役に対応するために兵員を増強する目的で、統一的な準軍人集団の創設が新たに求められた。ルメリ・ユリュックの遠征参加命令に対する反発を抑え、遠征参加義務を正当化するために「アナトリアからルメリへ征服のために渡ってきた征服者の子孫」という言説が持ち出され、征服者の息子たちというオスマン朝のバ

ルカン半島征服の故事にちなんだ名がつけられるに至ったのである。

5. アラビア語文献に見られるアッバース朝初期碑文テキストの検討

亀谷 学

ムハンマド時代からアッバース朝初期にかけての初期イスラーム時代史研究では、同時代史料の僅少さと、主に口述の伝承で構成される著述史料の豊富さとの間の不均衡が問題となる。そのため、碑文・貨幣・パピルス文書などの同時代史料と後世の著述史料を、どのように整合的に相互補完するかという点が重要となるが、そのような問題を解決してゆく手がかりとして、本報告では著述史料の中に書き写された預言者モスクの碑文テキストについて検討した。

メディナの預言者モスクに刻まれていた碑文テキストについては、アッバース朝初期の碑文それ自体の現存は確認できず、10世紀初めにイブン・ルスタが著した『貴重な宝石の書 (Kitāb al-A'lāq al-Nafīsa)』の中に書き写されているテキストに基づいた研究が行われていた。しかし、9世紀末にイブラーヒーム・ブン・イスハーク・アルハルビーによって著された『巡礼地の書 (Kitāb al-Manāsik)』として比定される著作に記録されている碑文テキストを検討することによって、イブン・ルスタのテキストは当時存在した碑文の一部のみを書き写したものであって、モスク全体の碑文を逐一書き写した『巡礼地の書』のテキストを用いて初めて、アッバース朝初期の預言者モスク碑文についてその空間配置も含めて考察することが可能であることを示した。

『巡礼地の書』によると、キブラ方向及び当時の預言者モスクにあった20の門のそれぞれについて、その内側外側に碑文が存在し、アッバース朝の初代カリフ・サフファーフ、第二代マンスール、第三代マフディー、第五代ラシードの名が刻まれたテキストが記されていたということになり、預言者モスク周辺の家屋に対するアッバース家の施策と合わせて、アッバース朝初期における預言者モスクの重要性を示唆するものであることを指摘した。

『巡礼地の書』にあるテキストが書き写されたのはいつか、という点については、イブン・ルスタが書き写したヒジュラ暦282年付けのテキストが採録されていないことから、それ以前に書き写されたものと考えられる。また、『巡礼地の書』にあるテキストを、現存する同時代の碑文テキストと比較すると、概ね当時の建設碑文テキストの書式・用語に準ずるものであるが、特に建設行為そのものに言及した部分以外のテキストには、多くの整合しない点が存在した。

6. イル・ハン朝期イランにおける財政制度の再検討

——財務帳簿の機能とその管理システムを中心に——

渡部 良子

本報告は、13-14世紀に成立したペルシア語財務術指南書の分析を通し、イランのモンゴル政権イル・ハン朝の財政制度を財務帳簿の機能という観点から再構成することを試みた。

モンゴルの徴発制度の導入により、イル・ハン朝では地域ごとの慣習を反映した旧来の税制（マール税）とモンゴル税制（人頭税、商税）が併存する財政システムが成立した。人頭税（*qūchūr*）はイル・ハン朝成立以前の人口調査でテュメン（*tūmen*）が設置された地域（5/20州）でのみ施行されたと推測されるが、それらの地域では人口調査簿（*iḥṣā*）に基づき人丁簿を含む租税台帳（*qānūn*）が作成され、徴税が行われた。地方財政経費を差し引いた各州の税収は、宮廷費・軍費など中央財政の財源として随時バラート（*barāt*=支払命令書）により徴収された。

徴税は請負（*muqāṭa'a, ḍamān*）制であり、徴税委託書（*taslīm nāma*）と徴税官の証書により契約が

成立した後、租税台帳に基づき徴税規定簿 (muqarrar) が作成され、業務規定書 (mu'āmara) として発行された。徴税官は業務規定書通りに徴税と地方財政の管理を担い、中央発行のバラートに随時対応し、請負期間終了とともに会計書 (muḥāsaba), 保管していたバラート・受領書を提出し、未払額・赤字を決済した後、精算書 (mufaṣṣāt) を受領した。同時にディーワーンでは当該州の個別帳簿 (mufrad) が作成され、全国の歳入出を記録する総合帳簿 (jami' al-ḥisāb) が編纂された。

バラートによる中央の経費調達は当初必要経費徴収簿 (mā-yaḥtāj) で管理されていたが、各州の税収の支出状況を把握する手段が存在しなかったと考えられる。第7代ハン、ガザン即位以前の財政危機の一因は、バラートによる徴収システムの麻痺であった。ガザン治世後の財務術指南書では、支出記録簿 (tawjihāt), およびイスラーム以前から存在したアワーラジャ帳簿 (awāraja) が、各州の税収とバラートにより割付けられる支出を記録・監視する帳簿として整備され、過剰割付を回避する手段が発達していったことがうかがわれる。このような財務管理システムの変化が、イル・ハン朝後半期の財政の相対的安定につながったのではないかと考えられる。

7. 後期マムルーク朝の文官と慈善活動——Zayn al-Dīn 'Abd al-Bāsiṭ の事例—— 五十嵐大介

マムルーク朝時代 (1250~1517年), ワクフ (イスラーム寄進) 制度が非常に発展し、社会的に重要な役割を担った。しかし、先行研究の多くはスルターンら軍人層の手によるワクフを対象としたものであり、官僚やウラマーといった文民によって設定されたワクフについては研究が立ち遅れてきた。本報告では、15世紀前半の有力官僚 Zayn al-Dīn 'Abd al-Bāsiṭ (1450没) が実施した数多くの慈善活動について、年代記、人名録、寄進文書を史料として概観し、その特徴を考察した。

Zayn al-Dīn 'Abd al-Bāsiṭは、スルターン・シャイフの治世に頭角を現し、バルスバーイの治世を通じて軍務庁長官職を務め、王朝の名士の一人に数えられた。彼は官僚やウラマーを代々輩出した名家の出身ではなく、書記として専門のキャリアを積み重ね、才覚とコネ、そして賄賂によって身一つで成り上がった、叩き上げの官僚である。史料では毀誉褒貶相半ばする人物であるが、慈善活動に熱心であった点は称賛されている。彼はカイロ市内、カイロ市外サフラー地区、ダマスカス、エルサレム、ガザ、メッカ、メディナの各地に宗教施設 (モスク、マドラサ、修道場、墓廟) を建設し、その他公共水場の建設や巡礼者の便宜を図るワクフ事業を実施した。これほど広い地域にわたって建築事業を実施した人物は、スルターンを除いてはほとんどいない。本報告では、これらの事業の全体像を俯瞰し、その特徴を明らかにするとともに、彼がどのような個人的社会的状況の中でこうした事業を進めたのか、また自らが建設した施設のシャイフ (*shaykh al-taṣawwuf*) / 法学教授 (mudarris) に誰を任命したのか、の二点を考察した。それにより、①彼の事業は政治的、経済的、宗教的動機を内包していたが、メッカでの建設事業や巡礼支援がマムルーク朝のヒジャーズ支配の強化と彼のヒジャーズ行政担当者としての立場に基づいていたことや、墓廟の建設がベストの流行と長男の死という状況下で行われていたことなど、個別的な動機が窺えたこと、②彼が低位にあった時期には高名なウラマーをシャイフに置いて施設の「箔付け」を図ったのに対し、軍務庁長官として権勢を誇った時期には、個人的に親密な一方学識面では無名の人物をシャイフとし、取り巻きへの利益供与の一環としていたこと、失脚後は任命に積極的に関わった形跡がないことなど、立場によってシャイフとの関係性が大きく異なっていたことを示した。

8. ティムール朝期インシャー作品における書簡術の規定

杉山 雅樹

本報告では、ティムール朝末期のヘラートで書かれたインシャー作品（書記のための指南書、書簡・文書の写しの集成）の一つ、『インシャーの宝庫』を取り上げ、その書簡作成の規定や作品の構成を基に、同時代及び先行する時代のインシャー作品との比較を通じて、当時のインシャー作品、特に書簡作成術の特徴を考察した。

『インシャーの宝庫』では、書簡は受取人と差出人の地位の差に応じた「諸階層宛書簡」と「同等書簡」に大別される。また、往信の書簡は十二の要素に分割され、各要素の解説と、適用すべき文章や詩が表にして収録されている。

まず、各要素に関する解説を検討した結果、書簡作成の具体的な規定については、先行する時代に書かれたインシャー作品のものを数多く引き継いでいることを指摘できる。また執筆当時、書簡作成において新たな傾向が広まっていた場合には、それについて言及しつつも、用例を提示する際には常に古の規定を優先していたことも確認できた。

次に各要素の解説に従い、表の中に収められた用例を用いて君主宛ての書簡冒頭部を作成してみると、「諸階層宛書簡」の場合と「同等書簡」の場合で大きな相違があることが明らかとなった。すなわち、前者では古くからのペルシア語インシャー作品にみられる「祈願文」形式になり、後者ではイル・ハーン朝崩壊後に書かれた作品に数多く見られる「挨拶の伝達」形式になるのである。同時代のインシャー作品に収められた君主宛ての書簡の写しでも祈願文と挨拶の伝達による冒頭部の双方が含まれていることが確認できる。それらの書簡本文の内容を検証したところ、受取人に対してより敬意を表すべき場合には祈願文形式の冒頭部が用いられる傾向があったと考えられる。

一方、『インシャーの宝庫』では、「諸階層宛書簡」においても「同等書簡」においても韻文で始まるという共通点がある。先行する時代の作品では書簡冒頭の韻文の用例を提示したものはないのに対し、後に編纂された『ナーマイ・ナーミー』では全ての書簡用例が韻文で始まっており、『インシャーの宝庫』が後代に与えた影響を確認することができる。

実際の書簡作成においてどの程度反映されたのかという課題は残るものの、『インシャーの宝庫』は新たな傾向と伝統的な書簡作成の規定を統合したものであり、幅広い階層が書簡作成に関わった当時の社会を反映するものであったと言えるだろう。

9. イスラームの言説と性——20世紀のエジプトにおける「女性の役割」をめぐる議論からの考察——

後藤 絵美

ジェンダー（社会的・文化的性差）に関するイスラームの言説（ある行為が宗教的に正しいという解釈を提示し、その実践を促そうとする言語表現）は、しばしば、発信者の性別と関連づけて理解されてきた。つまり、ムスリム男性が男女それぞれのあり方や役割についてイスラームの語彙を用いて発言する場合、その言葉の背後には、「男性の」論理や意図——女性を従属的なものと見なし、その行動をコントロールしようとする——が読み取られ、発信者が女性の場合には、そこに「女性の」論理や意図——男性支配に抵抗したり、より有利な状況をつくり出したりしようとする——が読み取られてきた。本報告は、イスラームの言説と性にまつわるこうした二分法的な理解のあり方の問題点を指摘するとともに、それとは異なる言説理解の方法を模索するものであった。

具体的に行ったのは、20世紀後半のエジプトで聞かれた「女性の役割」をめぐる議論について、誰が、

どのように、それをつくり出してきたのかを詳細に見ていくという作業であった。その際、主に参照したのは、ムハンマド・ガザーリー（男性、1917-96）とザイナブ・ガザーリー（女性、1917-2005）という、二人の著名なムスリム知識人の著述である。前者はアズハル出身の宗教学者で、後者はイスラームに基づく女性運動の中心的人物であった。両者はともに、20世紀エジプトにおいて、イスラームの理解や実践について、積極的な「呼びかけ（ダアワ）」を行ってきたことで知られている。

両者はイスラームの観点から「女性の役割」について論じる際、折に触れて、「女性の役割とは家庭内で妻や母となることである」と述べてきた。本報告では、ムハンマド・ガザーリーが、家庭外での女性の活動——政治参加や社会参加——の妥当性について、数十年間にその主張を肯定的な方向へと大きく変えたこと、そして、ザイナブ・ガザーリーが、家庭内での女性の役割の重要性を強調しつつも、彼女自身がその主張とは矛盾する生き方をしていたことを指摘し、ここから、「男性の／女性の論理や意図」という二分法には還元することができない、個人の中での論理や意図の変化や矛盾が存在したことを明らかにした。また、そうした変化や矛盾を、20世紀エジプトで見られた、「女性の役割」に関する多義的な思想や言論と結びつけて読むという方法を提示した。

第4会場

1. 考古学成果から得られるガンダーラ美術様式年代学のベンチマーク 内記 理

ガンダーラ美術様式の年代観に関しては、アルフレッド・フーシェ以来、多くの研究者がそれぞれの見解を表明してきたが、それらは当時の最新の発掘成果に基づいて、従前の問題点を解決する形で進められてきたと言えよう。これら先人の足跡に倣うならば、美術様式年代学は、現時点で公開されている考古学成果に基づいてこそ確立されるべきである。本発表の目的は、ペシャーワル盆地（古代ガンダーラ地方）とスワート地方でおこなわれた美術様式に関わる年代の定点を、これまで調査された遺跡の考古学成果に基づいて提示することである。

イタリア隊によって調査されたスワート地方プトカラ I 遺跡、サイドゥ・シャリフ I 遺跡、ビール・コート・グワンダイ遺跡の発掘成果は、当地方の美術様式の変遷観を明らかにしてきた。これら一連の成果によれば、当地方出土の彫刻は、ぎこちないドローイング・グループ（第1グループ）、写実的なナチュラルスティック・グループ（第2グループ）、定型化したステレオメトリック・グループ（第3グループ）の3様式に分類でき、さらに、これらは相対的に順序づけられる。ドローイング・グループの彫刻は紀元後1世紀の前半頃と、半ば頃には製作されており、また、ステレオメトリック・グループは3世紀には主流の様式となっていたことが示された。

一方、ペシャーワル盆地においては、スワート地方のドローイング・グループに対応する様式グループが存在したかどうかは明言できないが、残りの2つの様式に対応する様式グループの存在は認められる。バーラー・ヒサル遺跡出土の片岩彫刻は、ステレオメトリック・グループに対応する様式と言えるが、その出土層の年代は、ペシャーワル盆地から多くの寺院が廃棄された後の時代に比定されている。シャイハーン・デリー遺跡の発掘状況からは、3世紀前半頃にナチュラルスティック・グループに対応する様式グループからステレオメトリック・グループに対応する様式グループへの変化が起こったことを想定できる。

以上のように、考古学的事実からは、写実的な様式から定型化した様式への変化が、隣接する2つの地域で同時期の3世紀頃に起こっていた可能性を指摘できる。年代学に関わる発掘成果が十分に示され

てきたとはまだまだ言い難いが、こうした考古学発掘に基づくデータの蓄積をもってこそ、ガンダーラ美術様式の年代学は確立されるべきであろう。

2. 法顕伝『陀歴寺院』に関するオーレル・スタイン説——パキスタン北部地方ダレル渓谷現地調査 (2009/2010) —— 土谷 遥子

オーレル・スタインは、1913年第三次中央アジア探検調査の冒頭で、現パキスタン北部地方のダレル渓谷を欧米人として初めて訪れ、求法僧法顕が巡礼した「陀歴」がダレル渓谷であるとの見地から、ダレル渓谷で調査を実施した。本発表は、スタインの調査成果 (Innermost Asia I) と、1998年来現地スタイン以来初めて実施されている調査で得た知見との比較検討報告である。

スタインは Chilas から Hodur 渓谷、Khanberi 渓谷を経てダレル川最上流域にある Yashot 村に到達し、ダレル渓谷を下りながら砦の分布を調べ、中流域高台にある歴代の王城の大遺跡、Raji Kot を調査した。下流域に至り Pouguch 村でスタインは興味深い伝説に出会った。

「昔、イスラム教醇化のためスワットの Shah-khel Baba (SkB) が六人の兄弟と共にブグッチ村で布教活動を行ったが、村人に反発され、SkB も兄弟と共に暗殺された。SkB の首は遺体から切り離され、インダス川のほとりまで運ばれたが、空を飛んで帰り、遺体と一体となった。この奇跡により SkB は聖者と認められ、村人はイスラム教に改宗した。SkB とその兄弟は、ブグッチ村の守護神として信仰された」

SkB と六人の兄弟の墓、Ziarat (廟) には Swat, Kohistan, Hindukush から巡礼が行われ、ブグッチ村はこの地方最大の巡礼地となった。スタインはこの民間信仰の伝統が存在することに注目し、法顕伝にある八丈の弥勒像を祀った「陀歴」の最有力地がブグッチ村であると推測した。

1998年来ダレル渓谷、特にブグッチ村での実地調査及び聞き取り調査で得た知見によれば、「陀歴」はブグッチ村にではなく、ブグッチ村の東の高台にある通称「University」(ブグッチ高台遺跡) が最有力地であると考えられる。スタインはこの遺跡を Lohilo Kot (赤い砦) と呼び、ダレル川河口、インダス川渓谷からの外敵の侵入に備えた砦と考えた。しかし聞き取り調査によると、侵入の歴史はすべてダレル渓谷最上流の Batakun, Yajei 峠等からで、下流からの侵入は、インダス川の激流と峻険な峡谷に阻まれて存在しないことが判明した。ブグッチ高台遺跡は、ダレルで最も安全な、守られた地で、祈りの場として最適な条件が整えられていた。スタインの遺したダレル渓谷に関する基礎記録は、85年後にその足跡を辿り始めた者に多大の指針を与え続けている。

3. 7-8 世紀エジプトの教会と社会 貝原 哲生

7～8 世紀のエジプト社会とキリスト教会との関係を考察する。エジプトは640年代にはイスラーム帝国の支配下に編入された。しかしながら、社会のイスラーム化が本格的に進展するのは9世紀以降であるとされている。本発表では、それ以前の段階において教会が担っていた社会的役割やイスラームという新たな要素の顕現が教会と在地社会との関係にもたらした変化に着目した。

先行研究は、重税に加え、徴税方法がビザンツ期に比べ直接的かつ厳格になったことで、726年以降、抗租反乱が多発し、コプト教徒共同体が衰退したことを指摘する。また、衰退のターニング・ポイントとして831-2年のナイルデルタ・バシムールにおける反乱を挙げる見解もあり、その反乱の背景とし

て教会権力と在地コプト住民との不和が想定されている。726～773年にかけて相次いだ反乱の失敗でコプト社会が経済的苦境に陥ると、コプト教会の影響力も衰退、残された権威と財産を保持するため、教会権力はアッバース新政府とのより親密な関係の構築を画策し、在地住民の不満の受け皿として機能しなくなったという。その一方で、上エジプト・テーバイの大規模集落ジェームが8世紀半ばにその絶頂期を迎えたことを指摘する研究もある。

これらの先行研究には問題点がある。第一に、キリスト教徒がコプト教徒つまりセウェロス派単性論者と同一視されている点、第二に、先行研究が描くイスラーム期エジプトの全体像においてキリスト教徒共同体が衰退局面にあったとされる時期に、上エジプトのテーバイ社会では最盛期を迎えていることについて解釈がなされていないという点である。

本発表の結論は以下である。下エジプトや中部エジプトでは、教会権力がビザンツ期以来、地方政府の一翼として徴税業務に従事していたが、イスラーム期に入ると、カルケドン派やガイアノス派などキリスト教各派が在地キリスト教徒の指導者としての地位を確立すべく、ムスリム当局に接近したため、一層、世俗権力的性格を強めた。そのため、重税を課された在地住民との亀裂は深まり、抗租反乱が多発する契機となった。他方、上エジプトのテーバイ地方では、教会が徴税に関与せず、もっぱら霊的指導者として振る舞い、ムスリム当局と在地住民との緩衝剤として機能したため、あまり反乱は起こらず、むしろ、イスラーム期に入って経済的に繁栄したのである。

4. フナイン・ブン・イスハーク『医学問題集』の分析

矢口 直英

アッバース朝期の翻訳者フナイン・ブン・イスハークの著作の一つ、『医学問題集 *K. al-Masā'ul fī al-tibb*』がイスラーム世界で医学の入門書として利用されていたことは周知の事実である。一方ラテン世界には『ヨハンニティウスの医学入門 *Isagoge Iohannitii*』という書物が存在し、12世紀にはイタリアでも必携書の1冊に数えられるなど大きな影響力をもった。この『ヨハンニティウスの医学入門』について Gracia & Vidal (1974/75) はなにがしかのギリシア語の著作からの翻訳であるという見解を示したが、これは Weisser (1986) や Jacquart (1986) が示したように、アラビア語の『医学問題集』の翻訳であると認められている。このようなラテン語版の研究とは対照的に、アラビア語の原著自体は Bergsträsser (1913) 以降、校訂版や数点の翻訳が出された程度であり、十分に研究されたとは言えない。本発表では改めて『医学問答集』の内容を分析するためにガレノスの著作と比較し、前者の情報源を探った。

『医学問答集』の内容について Iskandar (2008) は、ガレノスの『医術』を元にした問いと「アレクサンドリア集成 *Jawāmi' al-Iskandarāniyin*」に依拠した答えから構成されていると言うが、『医学問答集』の内容をこれらと照らし合わせると、この見解には疑問が生じる。特に『医学問答集』の第6章、第10章はアレクサンドリア集成、あるいはその母体であるガレノスの「16書」で扱われていない主題を扱っているのは明らかである。第6章「薬品について」では明確にガレノスの著作との関係が表れている。ここにはガレノスの『単純薬品の混質と機能について』と酷似した記述が存在し、議論の順番や内容から考えてガレノスの著作が直接の典拠となっていると言える。また第10章「尿について」では多くの記述がガレノスの偽作『尿について』と平行している。内容的には後者のものが編集あるいは拡充されているため完全に同一というわけではないが、後者と関連する何らかの文献が核になっていると考えられる。さらにこれらのことから、フナインの時代に義務的な学習材料とされていたものはガレノスの「16書」に限定されてはおらず、それ以外にいくつかの著作の学習が入門者に課されていたと考えられる。

5. トルコのカーヌーンにおけるマカームの表象（伝承）モデル

松本奈穂子

トルコの古典音楽における旋法理論マカームは、全音程を9つに分割した微分音程を基本単位概念とする、音高に関わる音の運用規則である。しかしながら、どの文化圏における音楽にも理論と実演との乖離があるように、マカーム理論上の音程にも、実際の音楽習得の場において伝承されている音程と異なっている点が見受けられる。もともと口伝であったトルコ古典音楽の習得・継承は、グローバル化の波の中で、五線譜に依存する局面もあるが、五線譜と理論書のみを参照して演奏を習得しようとする、現行の音表象とは異なる結果が導きだされてしまうことになる。こうした、理論と実演との乖離の間に位置し、伝承のための様々なツールの一つとして有効なのが、近年トルコにおいて出版されはじめた各種楽器の教則本である。

トルコ古典音楽楽器の一つであるカーヌーンの教則本は、ハリール・カラドゥマン、ターヒル・アイドドゥなど、トルコを代表するカーヌーン奏者ら2名によって出版されている。両者の最も大きな工夫の一つには、各マカームに基づく楽曲を演奏する際のマンダル操作の指定が、挙げられるであろう。マンダルとは、微分音を出すための固定ツマミのことである。各コースに複数のマンダルがとりつけられており、演奏者はマカームやフレーズによっていくつマンダルを倒して（起こして）所定の音程を導きだすかを習得する必要がある。したがって、マンダル操作の知識なくしては、カーヌーンによるマカーム演奏は不可能なのである。しかもマンダル操作の知識の中には、理論上同じ音程でも、マカームごと、そしてカーヌーンごとに異なるマンダルを選ぶ能力も含まれてくる。そうしたマンダルの操作に関わるこまごまとした指定が、教則本内には頻出する。その一方で、当然ながら教則本内には網羅しきれていないマンダルの操作も数多い。こうした点は、最終的には従来の口伝や、良い演奏にいくつも接することで学んでいくこととなる。

本発表では、主にカーヌーン特有の装置であるマンダル操作に重点を置きながら、同楽器におけるマカームの表象（伝承）が、現代トルコでどのように行われているかを、実際にカーヌーンを提示し、上記教則本に見られる工夫や、現地演奏家への聞き取り調査などを参照しつつ、考察する。

6. 現代トルコにおけるスーフィズム——タリーカのなかの「スーフィー」から社会のなかの「奉仕者」への展開——

ダニシマズ イディリス

本報告は、現代トルコのスーフィズムを対象にした。具体的にはトルコの市民社会運動のひとつである「奉仕運動（Hizmet）」におけるスーフィズムの理念と実践を取り上げた。

現代トルコのスーフィズムについて考察する際に浮上する問題の一つは、スーフィズムの廃止法（1925年発令）である。同法令に基づいて修道場（ダルガー）が閉鎖され、タリーカ活動が禁止された。そのような状況下でタリーカは協会、文化・アート推進センターなどの別名で登場してきた。それとは別に、以前存在しなかったスーフィズムの側面も見られた。それは、スーフィズムを重んじる「宗教コミュニティ（Cemaat）」の出現である。タリーカの機能を継承してきた前者と違って後者はタリーカを拒否しながらも、スーフィズムの思想を容認した。タリーカを持たないそのような宗教コミュニティが持つ「スーフィズム」はいかなるものなのか。

その一事例として、本報告では奉仕運動の創立者のM. F. ギュレン（Gulen）氏のスーフィズム観と実践を選んだ。方法としては、『イスラーム神秘主義と聖者信仰』（東京大学出版会）における東長靖氏のスーフィズムに関する論文と堀川徹氏のタリーカに関する論文における定義や説明を基にギュレンの

思想と実践を分析した。まず、ギュレン氏のスーフィズムに関する著作と古典的なスーフィズム文献を比較した。次に、彼に帰される運動の活動とスーフィズムの運動体であるタリーカを比較した。その結果、次のことが明らかになった。

スーフィズム思想のなかでも、とりわけ、消滅・持続 (Fana & Baqa) と利他主義 (Ithar) に注目するギュレンは、特定のスーフィーやタリーカに偏らず、そうしたスーフィー用語の一部をとり、正当性を確認した上で、現代のムスリムに適應させるために解釈している。次に、それらの概念を個人の宗教生活を豊かにするために、運動の理念と実践の規則として利用する。しかし、思想の運動体としてはタリーカのモデルを否認している。

1925年に禁止されたスーフィズムは、タリーカとしての側面を大幅に失ったが、ギュレンのような思想家と運動家による解釈活動と運動を通して、逆にタリーカの中から社会に進出し、社会の寛容にも貢献することになったと言える。

7. クルアーン解釈者の権威——古典期から現代への変遷——

大川 玲子

近年ムスリム少数国において、タフスィール (クルアーン解釈) 文献が数多く刊行されている。本発表では、現代のマイノリティ・ムスリムによって英語で書かれたクルアーン解釈書に注目した。特に、アフリカ系アメリカ人の女性改宗者アミナ・ワドゥードによる『クルアーンと女性：女性の視点から聖なるテキストを再読する』、南アフリカ人出身でパキスタンで教育を受けたファリド・イサクによる『クルアーン、解放、そして多元主義：抑圧に対抗する宗教間連帯というイスラーム的視点』、そしてジャマイカ出身のカナダ人改宗者で現在は中東湾岸諸国で活動するビラル・フィリップスによるクルアーン解釈書を取りあげた。

ここでは、古典期から現代にいたるタフスィール史の枠組みのなかで、これら三者がムファッスィル (クルアーン解釈者) の権威についてどうとらえているのかに着目した。まず、「クルアーン諸学 (*Ulūm al-Qur'ān*)」に関して書かれた古典期から現代に至るアラビア語・英語双方の文献においてムファッスィルの権威がどう理論化されているかを検討し、ムファッスィルとなる条件として、良き信仰者であることと、クルアーンやハディースに加えてアラビア語学の学識が重視されていることが明らかとなった。

続いて、上記三人の現代解釈者たちが、ムファッスィルの権威をどう認識しているのかに関して、「自己認識」と「権威」という2つの観点から論じ、そこから以下の点を指摘することができた。ワドゥードは古典期の文献を否定的に引用し、従来の男性ウラマーによるタフスィールのアラビア語中心性を批判し、従来のムファッスィルの権威を否定している。イサクは西洋の影響を受けた新しい解釈学を提唱しつつも、伝統的なタフスィールに基づきつつ、自らの解釈を展開し、従来の権威と現代性のバランスを模索している。フィリップスは、主に古典期の文献に依拠しつつ逐語的な伝統的手法による解釈を行い、従来のムファッスィルの権威を継承している。

このようにマイノリティ・ムスリム解釈者による三者三様のムファッスィルの権威に対する立場が確認された。そして、ムファッスィルの文化的背景のグローバル化のなかで、ウラマー教育やアラビア語の学識の重要性が低下し、ハディースではなく個人見解を用いた解釈が重視されてきている傾向が見られた。

8. ‘Umdat al-Ṭabīb fi Ma‘rifat al-Nabāt—Ethnic Identities, Linguistic Diversity & Religious Communities of al-Andalus in the Eleventh Century— Victor M. Barraso

セビアの農学者 Abū al-Ḥayr (11～12世紀) によるものとされる *‘Umdat al-Ṭabīb fi Ma‘rifat al-Nabāt* (「植物の知識に関する医者 of 柱」) は、イスラム中世期の植物学書であり、アラビア語をはじめとする最大13言語 (ギリシア語, アラビア語, アンダルス・アラビア語, ロマンズ語, ベルベル語など) による植物名称の記載がある。そのソースとしてアラブ古典のみではなく口承による民衆も収集していることから、同書の分析により当時のアンダルス版図内外の大衆知識を再構築できる。現在、社会言語学的見地から同書を分析した研究は存在しないことから、本研究により新たな知見を提供できる。

本発表では、次の3点に焦点を当てる。

- (ア) 11世紀のアンダルスにおける民族的・宗教的・政治的概観, 主なコミュニティの起源及び変遷
 - (イ) アンダルスに対する他者の (*‘aḡam*, *‘arab*, *‘amma*, *‘inda-nā*) のアイデンティティの仮説
 - (ウ) 領土意識: *‘Umdat al-Ṭabīb* におけるアンダルスと他 “諸国”
 - (エ) *‘Aḡamiyya* (ロマンズ語) の言語的多様性: *ba‘d al-‘aḡam* VS *ba‘d-hum* & *‘ammat al-‘aḡam* VS *ba‘d al-‘aḡam*
 - (オ) 科学的書物ソース VS 口伝のソース (医者, 薬剤師, 植物学者, 伝達者, 注釈者と一般民衆の言語的多様性)
 - (カ) 言い伝えの復活: 農村と都市部の言語的多様性 (草原の民, 山の民, 農民, 都市民の言語)
 - (キ) アンダルス・アラビア語: *‘Umdat al-Ṭabīb* におけるアラビア語とロマンズ語の述語の相互干渉
- 同書の社会言語学的分析により、11世紀のアンダルスにおける民族グループ, アンダルスのアイデンティティ表現, 領域概念, 言語的マジョリティとマイノリティ, (当時の) 専門用語 VS 民間呼称, 郡部と都市部の口承, アンダルス・アラビア語とロマンズ語の言語的相互作用, 非ムスリム (キリスト教徒, ユダヤ教徒) 共同体などの状況の一端を明らかにすることができる。

9. シャー・ワリーウッラーの靈魂論 石田 友梨

本研究は、18世紀のハラマインで勃興した道徳再構築運動の詳細を明らかにすべく、スーフィズムの靈魂論に着目する。スーフィズムの靈魂論は、「微細なるもの」と呼ばれる靈的要素を階層構造で捉え、修行者の靈的位階との対応を論じており、道徳規範との関連がみられるからである。

本発表で取り上げたのは、南アジアのイスラーム改革者として知られ、ハラマインへの留学経験をもつ、シャー・ワリーウッラー (1762年没) の靈魂論であった。先行研究からワリーウッラーの靈魂論を四つの系統に整理し、ワリーウッラーの自伝に基づく師弟関係から、それぞれの系統について考察を行った。

第一の系統は、ワリーウッラーの父であるアブドゥッラヒームが描いて示した、同心円状の靈魂論である。第二の系統は、ワリーウッラーが著書で紹介している、スィルヒンディー (1624年没) の靈魂論である。第三の系統は、「微細なるもの」のひとつであるルーフそのものを三段階に分ける靈魂論である。第四の系統は、「微細なるもの」の集まりを二段階に分ける靈魂論である。このうち、第四の系統について書かれた『神の諸指示 (*al-Tafhimāt al-ilāhiya*)』のテキスト分析を行った。その結果、スーフィズムの修行で重要視される、「ファナー」と「バカー」という言葉で二段階が説明されていることが明らかになった。さらに、この言葉の用法はナクシュバンディー教団の名祖に従っているとの記述から、

同教団の靈魂論との関連を指摘した。

次に、ワリーウッラーの自伝『賢人たちの息吹き (*Anfās al-'arīfīn*)』から、ワリーウッラーが父アブドゥッラヒームを通じてナクシュバンディー教団の系譜に属することを確認した。また、系譜を遡ればスィルヒンディーと共通の同教団の師をもつことも判明した。このことから、ワリーウッラーがもつスィルヒンディーの靈魂論についての知識は、ナクシュバンディー教団を通じて得たと考えられる。その一方、同じ教団に属するアブドゥッラヒームとスィルヒンディーの靈魂論が異なる理由については課題として残った。

本発表は、四つの系統の靈魂論のうち三つはナクシュバンディー教団関係者からワリーウッラーが学んだものであると結論づけた。ただし、ハラマイン留学後に記したと思われる靈魂論は、第四の系統と類似しながらも独自の発展がみられる。この靈魂論をワリーウッラー自身の見解とし、ハラマインでの運動と併せて解明していく必要性を最後に指摘して終えた。

第5会場

1. レヴァント地方上部旧石器文化の多様性——ユーフラテス川中流域の新資料から—— 門脇 誠二

2008年からユーフラテス川中流域で行ってきた考古学調査（代表：西秋良宏教授，東京大学）によって発見された上部旧石器時代の石器標本について報告し、既知の資料との比較検討を行う。

標本の採集地点は、シリア、ラッカ市の東方約35kmである。ユーフラテス川右岸の支流であるワディ・ハラールの踏査中、その左岸の斜面に、約40mの間隔をおいた2地点の石器散布地点が発見された(16R-1と16R-2地点)。ワディ・ハラールは周辺のワディに比べて大きく、湧水地点が現存するのが特徴である。このテラス上や斜面に旧石器時代～青銅器時代の石器散布が数十地点発見されたが、その中でも中期・後期・終末期旧石器時代の標本が集中している。

16R-1と16R-2地点における遺物回収を3通りで行った。1) ランダムな表面採集、2) 10m四方範囲の集中的な遺物採集、そして3) 1m四方を単位とした幾つかの試掘（全体で6m²）である。その結果、16R-1地点から700点弱、16R-2地点から約400点の石器標本を回収した。被二次加工石器は2地点合わせて30点であるが、その主体は彫器と削器であり、側面竜骨形の石器が特徴的に含まれる。これに少量の二次加工細石刃が伴う。示準遺物として、16R-1地点からエル・ワド尖頭器が2点採取された。デビタージュの70-75%は剥片であるが、剥片剥離技術は石刃と細石刃の製作を意図している。石刃と細石刃の形状の主体は、遠端部が収束し側面観が直線状（あるいは湾曲）であるが、側面観がねじれた石刃・細石刃も17-23%含まれる。

これらの技術形態学的特徴の類例を求めると、近隣のウナム・エル・トゥレル遺跡出土の上部旧石器標本よりも、レバノンのクサル・アキル岩陰 X-IX 層の石器群の方が適当であると考えられる。この傍証として、16R-2地点から得られたC14年代値(33,130±160BP)は、クサル・アキル遺跡 X-XI 相当層の32,000±1,500BPという年代値に近い。

この比較が妥当ならば、レヴァント地方の上部旧石器時代は、これまで想定されていた以上に地域的な変異が大きいことが示唆される。レヴァント地方の上部旧石器時代は、約5万～4万5千年前にさかのぼる石刃製作技術を在地の伝統とし、それに加わるようにレヴァント地方オーリナシアンと呼ばれる外来伝統が約4万年前に出現したと理解されてきた。これに加え、レバノン北部からユーフラテス川中流域にかけて、約3.8万年前(C14較正年代値)頃にワディ・ハラール16R地点やクサル・アキル岩

陰 X-IX 層のような別の石器製作伝統も存在したようである。

2. オリент都市形成期の土器製作復原——小型土器焼成窯の改良と牛糞糞の燃料化——

小泉 龍人・齋藤 正憲

古代オリент都市形成期におけるウバイド彩文土器は、相当の高温で酸化焰焼成されて、硬質な仕上がりとなり、彩文は薄い膜状で器面に吸着している。こうした優れた土器焼成技術の解明は、古代オリエンの都市化を探る上で有意な手がかりとなる。発表者は、ウバイド彩文土器の焼成温度と彩文顔料に注目して、2007年度以降、早稲田大学本庄キャンパスに小型土器焼成窯を築窯して、実験考古学的な土器製作復原に取り組んできた。本発表では2010年度以降の実験成果の一部を報告した。

2010年度には、これまでの実験で窯の焚口から焰が逆流していたため、この状況を改善するために焚口部分を拡張した。焚口から約1時間送風を行ったところ、焼成室（作品を焼く上の空間）の温度が燃焼室（燃料を焚く下の空間）の温度よりも200℃前後も高い状態を維持できた。作品は硬質の焼上りで焼成斑が観察されたが、酸化第二鉄の顔料（褐色系）は吸着しなかった。

2011年度の実験では、焚口をさらに拡張して、天井を閉塞したところ、作品は硬質の焼上りとなった。しかし、雨天のなかで焼成を強行したため、計25点の作品すべてに黒斑が認められ、酸化第二鉄の顔料で色落ちが弱かったものはわずか2点に留まった。また、当該地域の燃料として一般的な麦藁や牛糞に注目して、乾燥牛糞に細断した麦藁を捏ね併せて牛糞糞を試作した。麦藁、乾燥牛糞、牛糞糞を燃料として併用したところ、麦藁はすぐに着火するが、焼成室温度は500℃前後までしか上がらないことがわかった。とくに、牛糞糞は十分に乾燥させておかないと鎮火を促してしまうことも確かめられた。

同年度の理化学的分析では、トルコ東南部のサラット・テベ遺跡で発掘した都市形成期の日乾レンガや土器の胎土には、カルシウムとマグネシウムが多く含まれ、ウバイド彩文土器の顔料には多量の鉄分と微量の二酸化マンガンが含まれるということがわかった。

そこで、2012年度の実験では、作品の素地に石灰とマグネシウムを配合して、酸化第二鉄に微量の二酸化マンガンを混ぜて、オリエン都市形成期の彩文土器に近い粘土組成と顔料組成に調整してみた。窯の焚口は前年度よりもさらに手前に延長して、天井に煙道を増設した。かなり緩やかな昇温ペースで焼成した結果、計33点の作品は焼成斑が目立たないやや軟質の焼上りとなった。彩文の吸着に関しては、酸化第二鉄の色落ちが弱いものは5点となり、前年度よりも若干の向上が見られた。

3. 環境的境界地域の特異性——南レヴァント南部における前期青銅器文化の変遷—— 山藤 正敏

本発表は、前3千年紀を通して、南レヴァント南部（環境的境界地域）における前期青銅器文化の変遷を明らかにし、同時代に進んだ「都市化」のコアゾーンであった北部との質的差異を見出すことを目的とした。

環境的境界地域とは、1) 年間降水量200mm程度で天水農耕が可能で、2) 遊牧民の歴史的痕跡が多く見られるのみならず、現在でも放牧地として盛んに利用されており、また、3) 前期青銅器時代（EB）の定住集落が認められる限界線上に位置している地域である。

分析では、同地域内から最適な3小地域（北ネゲヴ、カラク、ショウバック北）を取り上げ、集落分布の変遷と物質文化の特徴について検討を行い、地域差を認めた。まず、集落分布について、北ネゲヴではEB II 期に拠点的居住地であったテル・アラドを中心として集落数が最多となるが、EB IV 期では

一切認められなくなる。これに対し、東のカラクでは、EB II 期に集落数が最多であることは共通するものの、EB IV 期においてもこれらの半数が継続利用されていた。なお、南のショウバック北では、EB I 期をピークとして漸減し、全時期を通じて継続利用の度合いが低かった。また、同時代の遊牧民の痕跡としてケルン墓の存在に着目すると、北ネゲヴでは少なからぬ数が認められた一方、カラク・ショウバック北ではこの種の遺構はほとんど見られなかった。さらに、遺跡出土土器の器種組成を検討したところ、北ネゲヴでは運搬・貯蔵に適する壺形が圧倒的多数であったが、カラクでは定住的な生活に関わる皿・鉢形が EB IV 期にかけて高率を占めていく様子が看取された。

一方、北部のガリラヤでは、EB II 期に最多遺跡数を記録するが、EB IV 期にその数は激減し、全く異なる分布を示していた。また、諸遺跡出土土器の器種組成は、EB II-III 期には皿・鉢形の割合が安定して認められたが、終末期の EB IV 期には壺形主体にシフトした可能性がある。なお、同時代のケルン墓は一切認められなかった。

こうした傾向差は、1) EB II 期の「都市」社会形成時の基盤となった生活スタイル（定住 or 遊牧）の差異、また、2) EB IV 期の「都市」社会終焉時の適応戦略の差異を示唆しており、同地域社会・文化の多様性を例示している。

4. 北レヴァント鉄器時代の石製容器と祭祀をめぐる問題

西山 伸一

北レヴァント地方の鉄器時代の遺物の中に、緑色の石（ステアタイト（滑石）、蛇紋岩などとされる）で作られた祭祀に関連すると考えられる小型の容器がある。一般に碗形をし、穿孔された短い把手がついていて、把手部分にはライオンの上半身が彫り出されている事例が有名である。この容器の本格的な研究は、1930年代に開始され、祭祀に関連する道具として「化粧皿」、「香炉」、「灌漑用容器」、「塗り葉用容器」などさまざまな用途が提起されてきた（例えば、Przeworski, Parrot, van Loon, Muscarella, Stucky, Amiran, Kozloff, Fritz, 小川英雄らの論考）。この容器のうち出土地が判明しているものは、レヴァント地方から北西イランにかけて広く分布しているが、その中心は北レヴァント地方にあると考えられている。従来、出土したコンテクストが明確な事例は、南レヴァント地方からのものが大半であった。しかし、近年では北レヴァント地方からも考古学的コンテクストがはっきりした新たな事例が報告されている（テル・アフィス、テル・ミシオルフェ＝カトナなど）。

本発表では、北西シリアに位置するテル・マストゥーマで確認された新たな石製容器の破片を紹介し、その歴史的意義を考察した。この事例は、容器の裏面に人の手形があるタイプであり、近郊の都市遺跡テル・アフィスで出土したものと類似している。

この石製容器が出土した建造物は、集落の北東部に位置し、周辺から隔離されたものとなっている。層位は、I-1 層であるが、出土状況から I-2 層（鉄器時代 II 期：前 9-8 世紀）の可能性が高いと考えられる。

この時期、マストゥーマには「神殿」と考えられる大型の建造物が集落の南部に存在し、テル・アフィスとの宗教的ネットワークの存在が類推できる。本発表で紹介した石製容器は、この「神殿」から出土したものではないが、一般集落から隔離された建造物から出土したことから、この建造物もなんらかの祭祀に関連していたと考えられる。このように同一集落内で 2 つの祭祀関係の建造物が存在するパターンは、テル・アフィスでも観察できる。つまり、この石製容器の存在は、首都とその周辺の農耕村落が、何らかの祭祀による結びつきをもっていたことの傍証になると思われる。

鉄器時代の北レヴァント地方に展開した小国家群は、その内部構造はまだ不明な点が多いが、この石製容器は、小国家の内部を統括する一つの祭祀システムの存在を示す証拠であることを主張した。

5. カスピ海南東部における彩文土器文化終焉の様相——インド・ヨーロッパ語族南下説検証——

有松 唯

カスピ海の南岸に位置するエルボルズ山脈域において、1970年代、広島大学イラン学術調査隊（1971年時隊長：松崎寿和、1974年以降、隊長：潮見浩）は大規模な考古学的調査を実施した。そこで明らかになったのは、この地で2000年間展開してきた彩文土器の伝統が前4千年紀に終息し、暗色磨研土器が置き換わるということである。

時にインド・ヨーロッパ語族の侵入とも結び付けられてきた物質文化の一大画期にもかかわらず、既知のデータではこの現象を解析し得ていないと考える。特に、この物質文化交代劇の中心地と目されるイラン北東部のゴルガン地域についての分析が十全ではない。当該時期の物質文化編年が確立していない現状は、こうした論の展開に対し大きな制約となってきた。その主要因は、議論の主眼とすべき彩文土器について、分類や通時的変化の把握といった基礎的研究の不在であると考えられる。

本発表ではこのゴルガン地域を対象に、彩文土器文化の終息現象について、過程の詳細と背景を示すことを目的として分析をおこなった。分析の中心となるのは、調査隊が1974年と76年にそれぞれ試掘を実施したテペ・アンジラブとテペ・ホセナバードからの出土土器である。調査以降未発表だったこの2遺跡から出土した彩文土器について、文様のモチーフと施文方法に基づいて分類をおこない、層序にそった変化を観察した。

その結果、従来一括されてきた彩文土器について、大まかに3つのグループを設定することができた。さらに各分類の割合には層序に沿った変化が認められた。それに土器組成中での割合の変化も加味し、彩文土器には5段階の変化の段階を設定することができた。ここでは、彩文土器は想定よりも長期にわたって継続し、且つ一貫性のある変遷を経ていたことが明らかになった。加えて、末期には文様の単純化や施文方法の粗放化が起こる。

こうしたことから、彩文土器の終焉は彩文土器自体の需要低下による生産体制の衰退、ひいては地域内での自律的消長現象だった可能性が提示できる。そもそも彩文土器は暗色磨研土器出現後も一貫した減少傾向は示さず、時に暗色磨研土器の割合を凌駕する。このことから、彩文土器は暗色磨研土器の発達に伴って衰退するわけではないと考えられる。これら現象自体いずれも未知の様相であり、従来一括されてきた彩文土器の終息時期を細分したうえで、不在だった当地の彩文土器編年を導くことにつながると考える。

6. 伝イラン出土ガラス容器の検討

四角 隆二

世界各地の博物館／美術館に収蔵される伝イラン出土ガラス容器の多くは1960～70年代に古物市場を介して蒐集されたものである。なかでも岡山市立オリエン特美術館所蔵品は研究者の助言をえて現地では収集されたもので、比較的資料性が高い。本発表ではイラン北西部の古墓に由来するとされるこれらのうち、3～7世紀のサーサーン朝期のガラス容器を中心に議論を進めた。まず、伝イラン出土のサーサーン朝期ガラス容器と北／中部メソポタミアのサーサーン朝遺跡で報告されるガラス容器の器種を比較し、前者に碗や鉢といった飲用器形が主体的な数量を占める一方、後者では都市遺跡／墓地遺跡ともに小瓶が

圧倒的多数を占めることを示した。

美術品として扱われる伝イラン出土資料にみられる器種の偏りについて、①これらを扱った古物商による選択、②博物館の収集方針による選択といった要因が考えられる。1960～70年代にかけて当地で調査を行った東京大学隊隊員の記述（増田1960，深井1967など）でも同様の器種組成が報告されることから、博物館資料にみられる偏りはイラン北西部におけるガラス容器のあり方をほぼ反映していると考えた。

一方、3-5世紀頃のサーサーン朝領域内で製作されたガラス小瓶については東地中海周辺地域のガラス小瓶と器形や製作技法だけでは区別がつきにくいことが知られている。出自の不明確な博物館資料では「ローマ・ガラス」として扱われている可能性がある。そこで東京理科大学中井泉研究室と共同で岡山市立オリエン特美術館所蔵の伝イラン出土ガラス小瓶2点に非破壊蛍光X線分析を行った結果、いずれもアルカリ源に植物灰を用いたサーサーン朝領域のガラスであるという所見を得た。つまり、ごく少数ながら飲用器形以外も流入していたことが確認できた。

現在、サーサーン・ガラスは北部／中部メソポタミアで製作され、イラン北西部へは流入したと考える意見が強い（Saldern 1963, Simpson 1996, Simpson 2000, Negro Ponzi 2003, Mirti et al, 2008）。これらの中には明らかに東地中海周辺地域の所産と考えられるものが複数含まれており、飲用器形のガラス容器の旺盛な需要をうかがうことができる。イラン北西部では主にガラス小瓶を副葬するメソポタミア地方とは異なる葬送儀礼のあり方を反映していると結論づけた。

7. 「遺産」の破壊が語ること——トルコ・ゼウグマ遺跡出土のローマ時代のモザイク画を事例に——

田中 英資

「遺産 (heritage)」とされた過去の痕跡をめぐる議論の中心は、保護のあり方をめぐるものが中心である。しかし、「遺産」とされるものの保護の必要性は、それらが破壊の危機にあるとき、あるいはそれが破壊のさなかにあるときに主張されることが多い。また、「遺産」に対する様々な利害集団（行政、考古学者、地元住民など）は「遺産」の破壊は保護と対立するものとして捉えて、「遺産」の価値を強調する傾向にある。そこで本発表では、「遺産」とされるものの破壊のあり方に着目しつつ、「遺産」概念がいかに構築されているかを検討した。

トルコでは、国際的な骨董品市場に向けた遺跡の盗掘は、過去の情報としての「遺産」の破壊行為ととらえるトルコの考古学者の間で深刻な問題と受け止められている。また、経済発展を続けるトルコにおいて、国家的な経済開発プロジェクトのなかでの遺跡の破壊も、「遺産」の破壊としてしばしば国際的な報道メディアに取り上げられる。そうした背景から「遺産」の破壊をめぐる問題は、トルコ国内での関心も高い。本発表で取り上げたローマ帝国の都市遺跡ゼウグマは、そうしたトルコにおける「遺産」の破壊をめぐる問題の事例の1つである。ゼウグマでは、2000年にダム建設によって水没する予定だった遺跡部分の発掘現場から、非常に保存状態の良いモザイク画が大量に発見された。それらの保護の問題がトルコ国内に限らず、国際的にも注目を集めた。そうした保護に関わる報道を通して、モザイク画はトルコにおける重要な「遺産」として認識されるようになった。モザイク画とそれらが出土したローマ時代のヴィラを復元・展示するためのゼウグマ・モザイク博物館が新たに建設され、2011年秋に開館している。

本発表は、水没寸前の遺跡からのモザイク画の「発見」とそれが「遺産」として認識される過程と新

たに会館したモザイク博物館のなかでのモザイク画の展示を分析した。特に、「遺産」の破壊はどのように受け止められ、理解されているのか、破壊のどのような側面が「遺産」の価値を主張するために強調されているのかといった点を明らかにした。それを通して、保護されるべきものとしての「遺産」の価値がどのように構築されているのかについて考察した。

8. バクトリアとガンダーラの覇者——ティリャ・テベ墓群出土貨幣の分析に基づく被葬集団同定の試み——

藤原 達也

バクトリア西部ティリャ・テベでは第4号墓（男性）を女性墓5基が囲み、墓群は同時造営だろう。第3号墓ティベリウス金貨は15-18年鑄造だが、他のインド標例のような64年の改鑄後の廃貨（開削）処理も経年流通の瑕もなく、鑄造間もなく第3号墓に入った。墓群造営は1世紀の第1四半世紀だろう。第6号墓銀貨はフラアテースIV世（c. 38-2 B.C.）改鑄ドラクマ（約3.5g）に後刻、これを更に模刻した貨幣が1世紀後半タフティ＝サンギーン埋蔵銭の大半を占めた。第6号墓タイプ（約3.5g）は1世紀前半発行、同じ頃のミトラダテースII世（c. 121-91 B.C.）貨の模刻が第3号墓銀貨（3.46g）だろう。第6号墓金貨（3.35g）は、サカ愛好の牡鹿のティアラを被るパルティア王シナトゥルケス（ゴータルゼスではない）ドラクマを模刻・後刻。同じドラクマを模刻して自名貨幣（約3.4g）を発行したのは所謂インド＝パルティア諸王中ゴンドファレス＝サセースのみで、大王アゼース死後ガンダーラ「首都」プシュカラーヴァティー周域を治めたサカのApracha-rajā「無敵王統」の出自である。彼は、グジャラート～中インド西岸域でサタヴァーハナ朝を襲ったクシャトラパ（サトラップ）勢を再び中央に服させた功により19年頃ガンダーラで大王に即位、Apratihata-cakra「無敵なる車輪」称号と特殊ナンディパダ（円に中心点）標章の貨幣を発行した。Apratihataは車輪もつ神格ヴィシュヌ（ヴァースデーヴァ）の別称で、称号Apratihata-cakraもヴァースデーヴァ等への供犠を記すサタヴァーハナ王の刻文とクシャトラパの貨幣銘に初現。特殊ナンディパダの貨幣は、他にはApracha-rajāのアゼース模刻貨群と第4号墓「金貨」のみ。「金貨」と同規格同重量で、同じく両面カラーシュティー銘の「金貨」がプシュカラーヴァティーで鑄造、新標例で銘「無敵なる」が判読された。サセースがガンダーラ統治をApracha-rajāに任せた印が「無敵金貨」なら、第4号墓「金貨」も同所同時期（サセース登位直後）の鑄造だろう。それは、同じ頃インド西岸（『ペリプルス』のバリュガザ？）で陸揚げされてクシャトラパがサセースに上納したティベリウス金貨と一緒に、サセースのバクトリア太守（第4号墓の主）のもとへ送られた。インド＝ギリシア王がガンダーラ鑄造の車輪もつ神格ヴァースデーヴァ図像貨幣をバクトリアへ送った（アイ＝ハーヌム出土）先例も鑑みて、第4号墓「金貨」の車輪を転ずる神格は仏陀ではなくヴィシュヌだろう。

9. ブルガリア前期青銅器時代の縄目文土器に関する一考察

——チャドヴォ遺跡の事例を中心として——

千本 真生

本発表では、バルカン半島東部の前期青銅器時代社会構造を解明する手がかりとして縄目文土器に着目し、その動態と変遷について考察した。研究事例にはブルガリア南部の上トラキア平野東部に位置するチャドヴォ遺跡をとりあげた。32点の縄目文土器を対象に、型式論的分析（土器形態、装飾、施文法-撚りの方向、縄圧痕の幅）と胎土分析を採用した。

型式論的分析の結果、チャドヴォ遺跡の縄目文土器には特定の器種に特定の縄と装飾が採用されてい

たことが判明した。具体的には、両面にR撚り細縄による斜格子充填幾何学文をもつ小鉢、口縁部外面にL撚り太縄による斜線文をもつ浅鉢、口縁部外面にL撚り太縄による斜線充填三角文をもつ深鉢といった具合である。さらに各器種の出土層位を検討したところ、小鉢、浅鉢、深鉢の順に出現することがわかった。

ブルガリアにおけるチャドヴォ遺跡の縄目文土器を評価するために、ブルガリア各地の縄目文土器と比較した。その結果、まずチャドヴォ遺跡の縄目文土器は上トラキア平野東部に共通した特徴をもち、4つの画期を有することが明らかになった：第1期＝縄目文土器出現以前、第2期＝小鉢出現、第3期＝小鉢衰退と浅鉢・深鉢の出現、増加、第4期＝縄目文衰退。

続いて、縄目文土器が先行して採用されていた黒海北西部とドナウ川下流域の資料と比較し、つぎの3点を指摘した。1) 各地の縄目文土器はおおの地域性を帯びている。2) 縄目文そのものの系統は北方に認められるものの、製品そのものが上トラキア平野にもちこまれたわけではない。3) ゆえに施文法が伝播した可能性が高い。

チャドヴォ遺跡の縄目文土器の生産地を検討するために、偏光顕微鏡と実体顕微鏡を用いて土器胎土を観察した。胎土の岩石学的特性と型式論の所見を統合した上で、上トラキア平野東部における縄目文土器の動態と変遷について、つぎの仮説を提示した。縄目施文法が北方から上トラキア平野に伝播してから、平野北東部にあるフリント／玉髄含粘土を用いて小鉢が製作された。小鉢が各集落に搬入されたあと、在地粘土で縄目文土器が製作（在地化）された。結論として、小規模の集団移動や集団間の交換および交流の結果、各集団がそれぞれの方法で外来の物品や情報を選択、受容し、自らの社会生活を営んでいたと考えた。

10. 先インダス文明期とインダス文明期における凍石製印章の製作技術とその変遷に関する考古学的研究

小茄子川歩

本発表では、未だ十分な研究が行われていない先インダス文明期とインダス文明期における凍石製印章の製作技術とその変遷について考古学的に検討し、予備的な推察を述べた。

分析方法は、印章に認められる製作痕跡としての陰刻や穿孔部分などの凹部にシリコン樹脂を流し込んで象りし、そのレプリカを走査型電子顕微鏡（Scanning Electron Microscope, 以下SEMと記す）で観察するという手法である。まずは、製作工程に応じた工具の種類と彫刻動作を詳細に検討するために、印面に残された製作痕跡を（a）彫刻面（石材の面）に対して直交方向に彫り込む作業に由来する痕跡、（b）直交に彫り込んだ面を平滑にする作業に由来する痕跡、（c）彫刻面に対して水平に線を刻出する作業に由来する痕跡（直線と曲線）、（d）回転運動を利用した刻出または穿孔作業に由来する痕跡、に分類した。次いで、（a）～（d）の痕跡についてSEMを用いて詳細に観察し、先インダス文明期とインダス文明期における凍石製印章の製作技術のありようを整理した。

分析結果としては、以下のような諸点をあげることができる。SEM画像から判断する限り、彫刻用工具には（青）銅製で端部幅が1.0mm以下（0.5mmほどのものもある）であり、端部形状が扁平状やピン状、球状のものも存在したと推察可能である。両時期の印章印面に認められるモチーフは、各部位の刻出や仕上げ作業に応じた彫刻技術と工具の適宜選択に基づいて陰刻されている。石材をしっかりと固定し、上記の工具を用いて前後左右あるいは上下方向の彫刻動作を反復することで、モチーフを構成する各部位を仕上げていったものと考えられる。また、両時期の印章の製作痕跡は多くの点で類似して

いることが明らかとなった。製作痕跡の類似は、製作技術の共通性を示している可能性がある。インダス式印章の製作技術については、左向きの動物モチーフが刻まれる印章と右向きの動物モチーフが刻まれる印章とでは、上述の (a) と (b) に大きな相違点を認めることができる。つまり、主モチーフ胴部の断面形状と仕上げ作業における作業の質・量および使用された工具の違いである。この相違点は、時期差または地域差を示している可能性が高い。

今後の課題としては、印章の製作痕跡に関する SEM データの継続的な蓄積と製作技術および製作工具を実証的に検討するための印章の製作実験を行なう必要がある。

第6会場

企画セッション「サファヴィー朝の200年——変化とダイナミズム」(企画者：近藤信彰)

16～18世紀にイラン高原を支配したサファヴィー朝は、かつて「イラン国民国家」や「トルコ・モンゴル系遊牧国家」と見なされていた。しかし、新史料の発掘や研究者の増加を背景に、サファヴィー朝研究は新たな段階に入りつつある。とりわけ、近年は、サファヴィー朝を民族的・宗教的にさまざまな背景をもった集団が参画した一つのプロジェクトと捉えるなど、その性格を一つに規定するのではなく、その変化とダイナミズムに焦点を当てた研究が主流となっている。

本セッションは、こうした研究動向を踏まえて、サファヴィー朝史を再検討しようとするものである。成立当初は極めて遊牧的な性格を持っていたサファヴィー朝宮廷も、時代が下るにつれ、より定住的な性格を強め、都市との関係も深まってくる。当初は近隣諸国との力関係で定まったサファヴィー朝の領域は、多様な民族集団を保ちつつも徐々に領域的なまとまりを持つようになり、それは現代イランの領域的枠組みとも重なっている。そして、多数がスンナ派や他の宗派に属していたイラン高原の人々も、サファヴィー朝下で徐々に12イマーム・シーア派に改宗してゆく。

本パネルでは、サファヴィー朝支配がイラン高原に何をもたらしたのか、その200年の変化とダイナミズムを明らかにした。

1. 宮廷と辺境を媒介する——クルド系諸部族の統合とザンギャネー族——

山口 昭彦

本報告は、サファヴィー朝の地方統治において「中央」と「周縁」との関係がいかんして調整されていたのかとの問題関心から、両者を取り結ぶ「仲介者」の存在に注目し、その役割を具体的事例に基づいて検討したものである。

報告者はこれまで前近代西アジアにおける多民族統合の一例としてサファヴィー朝によるクルド系諸部族の統合過程を検証することを目指してきた。そこからおよそ以下のことが明らかになってきた。すなわち、トルコ系諸部族が政治の実権を握っていた王朝前期においては、一方では宮廷での養育や近衛兵としての仕官によってクルド系諸部族もまた体制内部に包摂されていたが、他方、クルド系で要職に就くものはなく政権中枢からは概ね疎外されていた。ところが、王朝後期になってトルコ系諸部族の権力が相対的に弱まり王朝の統治システムが多様な民族的出自をもつエリートによって支えられたものへと転換すると、クルド系諸部族の中にも宮廷において台頭するものや、都市を造営して定住化するものも現れた。サファヴィー朝の国家体制が変容するなかで、クルド系在地エリート層もまた徐々に「イラン」国家の枠内に統合されていったのである。

サファヴィー朝期を通じて中央と地方との関係が緊密化していったことが確認されるが、それでは、

そうした関係がどのように構築・維持されていたのかといえ、そこにはしばしば両者を仲介するような存在があったことが史料からうかがえる。

本報告は、こうした「仲介者」の果たした役割を明らかにするため、有力クルド系諸侯の一つザンギャネ家に焦点をあて、この一族が、アッバース1世時代から王朝末期に至るまで、同じく有力クルド系諸侯のアルダラーン家の統合にどのような役割を果たしたかを具体的に検証した。はじめにザンギャネ一族台頭とアルダラーン家のサファヴィー朝への臣従の経緯をそれぞれ説明したうえで、アルダラーン家の統合においてザンギャネ家が果たした仲介者的役割を史料から確認した。そこから見えてくるのは、大宰相を輩出するなど権力中枢にまで食い込んで王朝随一のエリート家系となったザンギャネ一族が、アルダラーン家とサファヴィー朝宮廷との関係を調整し、王朝によるクルド地域統合に大きく貢献する姿であった。

2. サファヴィー朝の王権と都市——ヨーロッパ人旅行者のサファヴィー朝宮廷訪問—— 後藤裕加子

サファヴィー朝成立以前にイラン高原を支配した遊牧系王朝においては、支配者は季節移動を行う習慣を持ち、固定した首都を持たないことがしばしばであった。ティムール朝も首都サマルカンドの市内外に庭園を造営して、そのなかに宮廷を置き、支配者は都市内部に定住はしなかった。Gronkeはサファヴィー朝初期の16世紀を royal camp と首都が並立した転換期としたが、16世紀末にアッバース1世がイスファハーンに遷都した後も、旧都のタブリーズやカズウィーンは dār al-saltana と呼ばれ続け、歴代のシャーは首都に定住せず、国内を巡回していた。本報告ではサファヴィー朝宮廷を訪問したヨーロッパ人の旅行記から、サファヴィー朝にとっての都市の役割とその変遷を探った。

第8代スレイマン時代までのシャーは定期的に国内を巡回していたことが確認され、ヨーロッパ人を主とする外国人使節の謁見の場も首都に限らなかった。サファヴィー朝初期には謁見は遠征途上の天幕でも行われたが、アッバース1世時代以降は、謁見の場は首都機能を持つ都市の内部に建設された宮殿で行われるようになっていった。宮殿は王宮地区を形成する庭園のなかに設置された。

アッバース1世は諸都市を結ぶ街道を整備し、これにともなって情報伝達が迅速化した。シャーの居場所は国境地帯にまで伝わっており、「ペルシア」の国境の町に到着した外国人使節は、同地で訪問を届け出、無償で宮廷までの移動手段、糧食の供給、宿泊施設の提供を受けた。外国人使節が途中立ち寄った諸都市において、彼らの出迎えは盛大な祝祭行事となっていた。

サファヴィー朝時代に宮廷行事として定着したペルシア起源の新年（ノウルーズ）の祝賀行事や、シーア派の宗教行事アーシューラーの行進、犠牲祭などの宗教行事は、それを見学したヨーロッパ人によってその様子が記録されているが、これらの祝祭行事が各都市の支配者が主催する行事として全国的に普及し、サファヴィー朝領内の住民に共通の文化的な意識の均質性が生じさせていたことを示唆する。また、狩などの近場への遠出や外国人使節の出迎え、国内巡回の際などに、シャーは壮麗な騎馬行進を挙行し、シャーの威光を領民に印象づけた。

シャーの巡回の習慣が保持されるなか、新旧の首都を筆頭とする主要都市は街道で結ばれるネットワークの結節点となり、シャーの支配の拠点として機能していた。

3. シーア派政権サファヴィー朝と改宗問題——あるアルメニア人シーア派ムスリムの軌跡——

守川 知子

サファヴィー朝のシャー・アッパースは1604年に、アラス河畔のアルメニア人を、イスファハーンの南側に新設した「ジョルファー街区」に移住させた。17世紀に、このジョルファーで生まれたアルメニア商人の若者は、家族の反対を押し切り、ムスリムへと改宗する。おそらくは彼の晩年である1707～80年頃に書かれた自伝『告白の書 (I'tirāf-nāma)』(ペルシア語、前後欠落)は、17世紀後半に、西アジアから南欧を広く旅し、最終的にシーア派ムスリムとしてイランに帰郷した改宗者によるきわめて稀有な史料である。本報告では、この自伝を用いて、サファヴィー朝下の「個人」の改宗の軌跡をたどった。

著者の名はアブガル。彼は17～18歳の頃、ジョルファーでイスラームに改宗するが、街区の人々や家族からの反対を受け、家族の勧めでイズミール、ヴェネツィア、ローマで暮らす。そしてオスマン朝のカーディーの娘との結婚を機にオスマン領へと向かい、ヤンボル次いでイスタンブルで過ごした。その後イズミールに向かったアブガルは、妻の死と、パシャやイエニチェリたちによるシーア派糾弾に遭遇し、父祖の故地エレヴァンへ行く。子供たちの死を経て、彼は数十年ぶりにイスファハーンの生まれ故郷へと戻る。

アブガルの旅路は、ネットワークを生かしたアルメニア商人としての軌跡であると同時に、アルメニアン、カトリック、スンナ派、シーア派といった地域社会を渡り歩いた改宗者の心の軌跡でもある。イタリアでのアブガルは親族からムスリムとの交流を禁じられ、オスマン領への移住後は、シーア派とスンナ派との間で揺れ動く。「どちらの教えが真実なのだろう？」と赤裸々に語り、逡巡した彼は、シーア派たることを決意してようやくイランの地へと戻ってくるのである。

サファヴィー朝期はシーア派信仰が支配領域内に「強要」された時代とみなされる。アブガルの事例は、年代記史料や宣教師史料で語られる「強制」を伴う集団改宗ではなく、一個人の「自発的な」改宗事例であり、成立後2世紀近くを経たイランの宗教事情を如実に反映する。一方で、彼は、家族やコミュニティから解放されることはなく、各地で宗教アイデンティティの動揺に見舞われる。ここからは、ヨーロッパや西アジアにおける、17世紀の宗派主義的な「磁場」とも言うべき地域性を読み取ることが可能であろう。

企画セッション「文献資料のデジタル化とその活用——オリエント研究におけるデジタル・ヒューマニティーズの可能性」(企画者：永井正勝)

本セッションは、対象言語や学問手法を異にする4名の研究者が集い、各自が関わっているデータベース/デジタル資料を題材に、デジタル化の「目的と対象」(永井：古代エジプト語)、「技法」(安形：中世ラテン語)、「作成」(唐橋：シュメール語)、「利用」(中道：アラビア語)について人文学の立場から考察することを目的としたものである。

本セッションが意図したところは、完成されたデータベースを参加者に披露することにあるのではなく、むしろ、文献資料を前にしてどのような情報をどのようにデジタル化するのかと悩み、あるいは対象資料の言語構造をどのように体系化すればよいのかと日々苦悩する研究者達の現場の視点から文献資料のデジタル化について考察することにあった。なぜなら、そのような資料に対する「問い」こそが、人文学研究における資料のデジタル化の根源部分であると考えているからである。

全体討論ではいくつかの質問が出たが、そのうち深刻に受け止めるべき課題は、「人文系の学問にとっ

て、デジタル化 (Digital Humanities) の作業は果たして学問と言えるのかどうか。また、これが学問であるとするれば、どのような点でそうなのか」というものであった。この問いは、DH 自体が学問領域なのか研究手法なのかという問いとも関連するが、本セッションの聴衆を含めた意見としては、①資料の共有化、②暗黙知の可視化、③定量化、という点から人文系の学問として意義を持つことが指摘された。

長い歴史を持つ人文系の学問において、資料の公開は紙媒体で行われるのが普通であった。だが、現在、人文系の学者は資料をデジタル化する責務を負った時代に生きている。その際、紙の資料をスキャンしたようなデジタル化ではなく、WEB を活用した共有化を目指すとともに、研究者の経験に依拠する暗黙知 (研究技量あるいは思考過程) を可視化させることも、デジタル化の過程で問われている。

5. 文書の持つ情報の何をどのようにデジタル化するのか? —— 古代エジプト語神官文字の字形研究を例として —— 永井 正勝

本発表では、古代エジプト語の文書を資料として「文献資料は入力できるのか」という問いから、デジタル化の諸問題について論じた。

第一に扱った課題は「対象」を巡る検討であり、ここでは①バージョン (写本/版) の違い、②「ドキュメント・ベース」か「テキスト・ベース」か、③言語単位の設定の難しさ、が議論された。このうち、②について述べておくと、テキスト・ベースというのは文献資料に書かれている文字部分だけを扱ったデータであり、たとえばプレーン・テキストの入力がこれに相当する。対するドキュメント・ベースとは、文献資料の画像を取り込んだ上で、そこに記されているテキストをも扱おうというものである。

第二に「テキストと言語」を巡る問題が検討された。ここで検討されたことは、文字として書かれたものがそのままの形で言語になるわけではないということである。たとえば、エジプト語において「ピラミッド」という語 (男性単数名詞) の読みは「mr」と転写され、その複数形は「mr-w」となる。このように複数形の形成法は単数形に接尾辞 -w を付加すればよいのだが、これは言語としてレベルで把握できるもので、文字表記の一例では、単数形が「mr」、複数形が「mr-mr-mr」となる。つまり、単数形を3つ書くことによって複数形が表記される。このような文字資料の場合、文字入力に加えて言語を示すための転写の入力が必要となる。

第三に、デジタル化の基本的な「技法」を巡る問題が検討された。つまり、①「プレーン・テキスト」を採用するのか「タグ付きテキスト」を採用するのか、あるいは②「XML」を採用するのか「RDB」を採用するのか、などの問いである。

最後に、筑波大学の Hieratic DB Project (永井正勝, 和氣愛仁, 高橋洋成) の成果を紹介した。これは、古代エジプト神官文字に対するドキュメント・ベースのデータベースであり、基本となるシステムに RDB と APACH を採用している。このデータベースでは、パピルス文書の文字部分にカーソルをあてると、文字種・発音などの文字情報や、意味・文法注釈などの言語情報が示される。このようなかたちのデータベース化は、筆者の知る限り、古代エジプト語の文書を対象とした世界初のデータベースである。

6. ヨーロッパ初期印刷本研究とデジタル化の技法 —— ゲーテンベルク聖書の画像を用いた校合と XML によるコーディング —— 安形 麻理

ヨーロッパの18世紀までの手引き印刷本、特に初期印刷本は、印刷の途中で修正作業が行われたため、

同じ刷でも本文に違いがあるのが普通である。こうした現存諸本間の違い (stop-press variant) は、その本の印刷工程を解明する重要な手がかりとなりうるが、綴りの修正などだけではなく、同じ文字の異形活字への差し替えや、字間の調整といった、通常のテキストデータによる比較では明らかにできない種類の違いも含まれる。しかし、従来は校合手法が限られていたため、初期刊本の体系的な校合は、必要性は認識されながらも、進んでこなかった。デジタル画像を活用することで、正確かつ効率的な校合が可能になる。本発表では、まず、画像を用いた校合の汎用的な手法、および、その手法を西洋最初の本格的な印刷物であるグーテンベルク聖書に適用した成果についてまとめた。厳密な校合の結果、羊皮紙ページのほうが紙ページより後から印刷されたことなどが明らかになった。一方、本文中に残されている誤りの分布や植字工による癖といった特徴を調べるためには、テキストデータの活用が有効であることが示唆された。ただし、単純な電子テキストではなく、そのような初期刊本の特徴をとらえることができるようなタグを付与する必要があるが、どのようなタグが適切であるかについては、まだ研究が進んでいない。そこで、画像による校合の結果を踏まえたうえで、書誌学的な研究に有用であるような初期刊本の本文のテキストデータ化の方法について検討した。具体的には、グーテンベルク聖書を対象として、国際的な枠組みである TEI (Text Encoding Initiative) によるガイドラインに基づき、中世ラテン語に特徴的な異形活字や短縮語、合字の区別、字間の調整、印刷上または文法的な誤りや、諸本間に見られる印刷中の修正による違いといったさまざまな手がかりを、汎用性の高いマークアップ言語である XML を用いて効果的に記述する必要性とそのための方法について論じた。

7. タグ付きコーパスの作成事例——ペン・中央大学シュメール語コーパス—— 唐橋 文

ペン・シュメール語コーパス (Penn Parsed Corpus of Sumerian) は、2003年、ペンシルヴァニア大学のシュメール語辞書編纂事業と関連する学際的な研究プロジェクトとして、唐橋を中心に中近東言語文化学部の Steve Tinney および同大学言語学部の Beatrice Santorini と Anthony Krock の協力を得て始まった。現在は、ペンシルヴァニア大学と中央大学の両方の名前を冠して、ペン・中央大学シュメール語コーパスと呼ばれている。ペンシルヴァニア大学言語学部とコンピューター・情報科学学部は、コンピューター言語学 (computational linguistics) の分野において早くから中心的役割を担っており、中期英語や早期近代英語などのコーパス (Penn Corpora of Historical English) や、コーパス言語学のリサーチを補助するプログラム CorpusSearch を作成・提供している。シュメール語のコーパス作りは、その専門知識と技術・経験に全面的に依存している。シュメール学が専門の Tinney と唐橋の役割分担は、前者がシュメール語テキストと CorpusSearch の互換性を保つこと、後者がコーパスの注釈マニュアルを作成することである。現在のテスト・コーパスは、各単語が品詞でタグ付け (part-of-speech tags) され、さらに、節・句が構文上でタグ付け (syntactic tags) されたグデア王碑文 1~100を含み、CorpusSearch でサーチが可能な状態にある。これは、シュメール語の文構造に関する研究を容易にするコーパスの作成を目標とする我々のプロジェクトの第一段階である。

8. 『アラビアンナイト・カルカット第2版』全文データベースの活用

——典拠特定の手がかりとして——

中道 静香

『アラビアンナイト・カルカット第2版』(1839-1942, 全4巻) は、バートン訳をはじめ多くの翻訳の底本ともなった『アラビアンナイト』主要刊本の一つである。しかしその典拠については諸説あり、

同版の編纂に使用したとされる4巻本の写本（通称「マカン写本」）も未だ特定されていない。本発表では、『アラビアンナイト・カルカッタ第2版』の全文テキストデータベース（国立民族学博物館・西尾哲夫教授による一連のアラビアンナイト研究プロジェクトにおいて作成）の概要を述べた上で、これを活用することにより同版の典拠を推定するに至った事例を報告した。具体的には、まずテキストデータを用いて行ったアラビア語の正書法および言語変種の計量的分析から、異なる典拠に由来すると思われる正書法・言語的特徴の変化が第1巻部分に存在することを明らかにした。さらに、この手がかりをもとに関連する写本・刊本との校合作業を効率的に行い、カルカッタ第2版が依拠したであろう写本・刊本を推定した。

結論として、マカン写本は大英図書館所蔵写本 Or. 1595-1598 である可能性が高く、カルカッタ第2版の第38夜までは同写本第1巻（Or. 1595）が主に使用されたと考えられる。ただし、その後の版下原稿の作成においては既刊のブーラク版（1835）も参照され、少なくとも第50夜から最終夜までの内容はおおむねブーラク版を下敷きにしたものといえる。カルカッタ第2版は、上記の大英図書館所蔵写本にもとづいて編纂作業が始められたが、実際にはカルカッタ第1版（1814-1818）、プレスラウ版（1824-43）の最初の数巻、ブーラク版など、当時入手することのできた諸刊本からの引用も含まれ、とりわけブーラク版の内容にかなり依拠した版と特徴づけることができる。今回の成果に関しては、本データベース作成上の方針、すなわち「（不備や誤植も含めて）刊本テキストをできる限り忠実にデータ化すること」が重要な役割を果たしたことを付言しておきたい。

ポスター発表

1. オンサイト分析によるガッガル平原出土ファイアンスの考古化学的研究 山花 京子・阿部 善也

インド北西部のガッガル平原には、インダス文明期（c. 3000～1900 B.C.）およびポスト・インダス文明期（c. 1900～1500 B.C.）の遺跡が広く分布しており、それらの遺跡からは腕輪やビーズ、容器片などのファイアンス製品が多数出土している。インダスのファイアンスに関する先行研究は少なく、特に考古化学的な特性化はほとんどなされていない。そこで本研究では、ポータブル型の蛍光X線分析装置を現地に持ち込み、化学的研究例の少ないインダス・ファイアンスの非破壊オンサイト分析を行った。2011年と2012年の2回の調査では、腕輪片やビーズ等のファイアンス製品計161点の分析を行った。

分析の結果、青緑色のインダス・ファイアンスは同時代のエジプシャン・ファイアンスと比較して、アルミニウムとカリウムの含有量が多く、著量のヒ素を含むという特徴的な違いが明らかとなった。背景にはインドおよび周辺地域の砂にはアルミニウムが多く含まれるという地質学的特徴と、着色剤にヒ素が含まれていたことが推測できる。エジプト新王国時代ではファイアンスの銅着色剤として青銅のスラグや錆を用いたために著量のスズ（Sn）が含まれることが知られるが、今回のインダス試料においてSnが検出されたものはなかった。

さらに、出土した銅製品を分析したところヒ素銅であったことから、ヒ素の起源は着色剤として用いた金属または銅鉱石由来と考えられる。

カリウムについては、カリウムに富む植物の灰をアルカリ源としたか、あるいは主成分の砂中にカリ長石や雲母等の鉱物が含まれていた可能性が考えられる。

銅による青緑色ファイアンスの他に、赤色や黒色のファイアンス製品についても分析を行い、赤色は赤鉄鉱による発色であることが明らかとなった。同様の着色技術はエジプトやメソポタミアでも見られる

が、この着色技術が外部から流入されたものか独自開発されたものかは明らかではない。黒色はエジプシャン・ファイアンスで一般的に用いられていたマンガンによる発色とは異なり、磁鉄鉱などの鉄酸化物による着色であることが判明した。

本発表は日本オリエント学会会員である阿部と山花の他に、上杉彰紀（ウィスコンシン大学研究員）、中井泉（東京理科大学教授）、遠山加奈枝、松崎真弓、白瀧絢子（東京理科大学）らの研究成果である。

2. クフ王第2の船の船坑および木材サンプリング調査

柏木 裕之・山田 綾乃・黒河内宏昌・吉村 作治

NPO 太陽の船復原研究所と早稲田大学エジプト学研究所は、エジプト考古省と合同で「クフ王第2の船」の調査研究を進めている。クフ王第2の船とは、クフ王の大ピラミッド南側に埋設された2隻の木造船のうち西側に位置する船を指し、岩盤を矩形に穿った船坑内に現在も部材が解体された状態で残されている。

2011年6月から8月にかけて船坑を覆う蓋石の取り上げ作業が実施され、クフ王の王名を含む多数の文字資料を得た（当学会第53回大会において報告）。続く2012年2月には、船坑内部の部材の記録作業およびサンプリング調査を行った。

本発表では、2回の調査で得られた測量資料や観察結果から、隣接する「第1の船」との比較考察を試みるとともに、2月に実施された船坑内部の記録作業およびサンプル調査の概略を報告した。

1) 2隻の船坑および部材の比較

実測調査の結果、第1および第2の船の船坑は、クフ王の大ピラミッドの南北中心軸に対し、対称の位置にあることが判明した。これにより2隻の船坑と大ピラミッドは密接な関係を持ちながら造営されたことが改めて確認された。

両船坑の規模や構造は互いに酷似し、特に蓋石が据えられた面の高さは正確に一致していた。この面は蓋石の設置後には隠れることから、両船坑は同一の計画に基づいて掘削された可能性が高いと判断された。

第2の船の船坑内部に収められた部材について観察を行った結果、櫂や甲板室など第1の船と類似した部材を確認することができた。中でも船首柱が船坑の西端から、船尾柱が東端で視認された点は、第1の船と共通した埋設状況を示しており関連性が注目される。一方で第1の船では確認されていない銅製品や布、大量の縄などが認められ、船の構造や形状が一部異なる可能性を指摘した。

2) 船坑内部の記録

船坑内部の部材は幾層にも折り重なるように置かれ、船坑内に降りて詳細に観察することは困難な状況であった。そこで池内克史研究室（東京大学）の協力を得ながら、三次元レーザーレンジセンサーによる船坑内部の現状記録を実施した。

3) 部材サンプリング

26点の部材をサンプルとして取り上げ、（財）元興寺文化財研究所および大エジプト博物館保存修復センターにおいて含水率や強度の計測、樹種の同定などが進められた。またサンプル部材の三次元計測も試験的に行われた。日本、エジプト両者による分析の結果を基に、部材の保存処理や取り上げ方法が決められる予定である。

3. アブ・シール南丘陵遺跡を対象とした携帯端末による遺跡ガイドの開発

矢澤 健・河合 望・吉村 作治

本発表は、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（S）「エジプト，メンフィス・ネクロポリスの文化財保存面から観た遺跡整備計画の学際的研究」（研究代表者：吉村作治）による研究の一環であり、公開を想定した遺跡整備の方策として、スマートフォン・アプリによる遺跡情報提供の手法を試験的に開発した結果について報告した。

エジプトの代表的な観光地における情報表示は十分とは言えない。残存状況の良い遺構では、看板等を配置するスペースがなく、設置には部分的な破壊を伴うこともある。一方で、情報表示がかえって遺跡の景観を損なってしまうという問題もある。特に、アブ・シール南丘陵遺跡はサッカーの低位砂漠上でも一際高くそびえる丘であり、景観そのものが遺跡の特徴を伝える大事な要素と言える。こうした遺跡を整備し、公開することを想定した場合、過度な情報表示は遺跡の重要性を伝達する上で障害になりかねない。

本発表は、情報表示の充実化と景観への配慮とのせめぎ合いを解決する方策として、QRコードによる情報提供を提案した。日本の観光地ではQRコードによる情報提供が取り入れられた例があり、観光情報を携帯デバイスから取得することができる。エジプトにおいても、看板の代わりにQRコードと携帯デバイスを併用して情報を提供することで、景観への影響を最小限にし、かつ常に最新の情報を豊富に提供することが可能と考えられた。エジプトは屋外のネット接続が良好でないことや、ピラミッドやマスタバ内での利用も考え、一度ダウンロードすれば後のネット接続が不要なスマートフォン・アプリの形式を採用した。OSはGoogle, IncのAndroidを用いた。

アブ・シール南丘陵遺跡でQRコードを試験的に設置してみた結果、遺跡の景観に与える影響は極めて少ないことが確認できた。メリットとして、端末の容量が許す限りの情報を入力ことができ、動画・音声の利用も可能である。予め各言語のデータを組み込んでおくことで多言語への対応もできる。これまでの問題への対処として有効であると同時に、新しい情報伝達の方法を提供することができる。

一方で、遺跡に溶け込んでしまってQRコードが見つげづらいという問題がありGPSによるコードの位置表示機能など、今後の検討が必要だろう。また、端末を持っていない人のために、タブレットPC等の貸出サービスを行う必要がある。

4. エジプト，アブ・シール南丘陵遺跡の青色彩文土器の製作技術について

高橋 寿光

古代エジプト，新王国時代第18王朝中期アメンヘテプ2世から第20王朝初期のラメセス4世の治世（紀元前1428年～1144年頃）にかけて、青，赤，黒を用い、動植物の文様で装飾された彩文土器が見られるようになる。特に青を基調としていることから、この彩文土器は一般的に“Blue painted pottery”と呼ばれ、日本語では「青色彩文土器」と訳されている。これまで青色彩文土器に関する研究は、第18王朝後期のアメンヘテプ3世のマルカタ王宮やアクエンアテン王のアマルナ王宮出土資料をもとに進められてきた。

一方で、早稲田大学古代エジプト調査隊（隊長：吉村作治早大名誉教授，現場主任：河合望早大講師）が調査を行うエジプト・アラブ共和国，カイロ近郊のアブ・シール南丘陵遺跡では、これまで出土例の限られていた青色彩文土器製作初期の第18王朝中期のアメンヘテプ2世からトトメス4世時代の資料が充実している。そこで、これまでの研究では、青色彩文土器の起源とその後の発展を研究課題とし、胎

土、成形技法、顔料、装飾技術、焼成などの製作技術に関する考古学的研究を行うとともに、東京理科大学・中井泉教授、阿部善也助教の協力を得て、青色顔料の化学分析を行った。

本ポスター発表では、これまでの研究の中でも特に、装飾技術に関する研究成果について紹介してみたい。なお、これまでの調査研究は、日本学術振興会科学研究費若手研究(B)「古代エジプト、青色彩文土器の製作技術に関する考古学的研究(研究代表者:高橋寿光)」などの助成を受けて行われた。

これまでの装飾技術に関する研究により、装飾のモチーフの変化、装飾技法の変化から、第18王朝後期における装飾の簡略化・規格化を指摘し、そこから第18王朝中期における生産の確立から第18王朝後期の大量生産への変化の過程を明らかにすることができた。

また、これまでの調査において、当該遺跡出土の青色彩文土器に意図的な破壊の痕跡が確認されている。今後、製作実験など、製作技術に関する研究を継続し、胎土製作から焼成までの製作に関する全工程を明らかにするとともに、青色彩文土器がどのような場面で、どのように使用されたのか、という点についても研究を行い、青色彩文土器が製作され、使用され、廃棄されるまでの全過程について明らかにしていきたいと考えている。

5. エジプト、アブ・シール南丘陵遺跡第21次・第22次調査(2011~2012年)概報

吉村 作治, 河合 望, 近藤 二郎, 柏木 裕之, 高橋 寿光

早稲田大学古代エジプト調査隊は、1991年よりエジプト・アラブ共和国、カイロ近郊のアブ・シール南丘陵遺跡において発掘調査と保存修復・遺跡整備を継続してきた。第21次調査(2011年9月)では現地の治安状況に鑑みて、エジプト考古省のサッカラ遺物倉庫にて作業を実施し、2009年に発見されたイシスネフェルトの石棺の記録と保存修復作業を行った。第22次調査(2012年8月~9月)では、アブ・シール南丘陵遺跡における発掘調査およびイシスネフェルトの石棺の保存修復作業を実施した。

まず、イシスネフェルトの石棺の保存修復作業については、今後の保存修復作業に備え、個々の石棺片の保存状態、図像、文字の記録を実施し、データベース化を行った。また、接合作業を実施し、90%程度の図像・文字の復元を完了した。そして、石棺のクリーニングを行うとともに、レリーフに施された青色顔料には強化処置を実施した。特に埋葬室壁際の石棺南面に処置が必要となった顔料の色味の変化を避けるために、パラロイドB72の2.5%アセトン溶液を用い、複数回の強化処置を行った。さらに、石棺のより適切な環境下での保存・記録作業を目的とし、石棺蓋の遺物倉庫への搬出作業を行った。古代の盗掘により石棺の蓋は4つに破壊されていたため、1つずつ保護のための木箱を作成し、個別に搬出を行った。

第22次調査では、アブ・シール南丘陵とその周辺における埋蔵遺構の性格の理解を目的とし、丘陵頂部、丘陵南東斜面、丘陵南東部の3カ所で発掘調査を実施した。本発表では、特に丘陵南東部の発掘調査について報告した。丘陵南東部では発掘区Aと発掘区Bの2つの発掘区で調査を実施した。発掘区Aでは、岩盤面を人為的に掘削した痕跡がみられ、その上に広い範囲で炭化物と焼成を受けた珪岩片を多く含む層が確認された。また、大型の珪岩も散在し、中には楔の痕がみられるものもあった。これらの証拠から、この場所で古代における採石活動があったと指摘した。発掘区Aの中央からは未完成シャフトが検出され、途中南西方向にアーチ状の天井を持つ横穴状の部屋が穿たれていた。この部屋は埋葬のために後に掘削されたとみられるが、明らかな埋葬の痕跡は認められなかった。発掘区Bでは、岩盤面を掘削した痕跡がみられ、そこから3つのピットが検出された。これらも採石活動に関連するものと推

察された。

6. 非破壊科学分析によるエジプト新王国時代におけるコバルト着色剤の利用変遷の解明

阿部 善也・矢澤 健・河合 望・吉村 作治

コバルト着色剤はガラスやファイアンスの青色着色剤として古代より多用されてきた。その起源は新王国時代第18王朝のエジプトにあり、エジプト西方砂漠のオアシスに産出するミョウバンが最古のコバルト原料であった。第18王朝の主要なガラス工房となったマルカタやアマルナの出土資料を見ると、コバルト着色の青色ガラス製品が非常に多く、当時きわめて人気が高かったことが伺える。これに対して第19～20王朝（ラメサイド期）のガラス工房であるリシュトおよびカンティルでは、コバルト着色ガラスの生産の痕跡はほとんど見られない。こうした先行研究から、第18王朝で多用されたミョウバンを原料とするコバルト着色剤の利用は、ラメサイド期には衰退ないし停止されたと考えられてきた。しかし近年の早稲田大学エジプト学研究所による発掘調査によって、メンフィス地域に位置する2箇所の遺跡（アブ・シール南丘陵遺跡，ダハシュール北遺跡）のラメサイド期に年代付けられる遺構より、コバルト着色剤を用いたと思われる青色のガラス・ファイアンス製品が多数発見された。これらの資料はこれまで不鮮明であったラメサイド期エジプトにおけるコバルト着色剤利用の解明へとつながる重要な資料である。そこで本研究では、最新鋭の可搬型蛍光X線分析装置をこれら2箇所の遺跡へと持ち込み、出土した青色ガラス・ファイアンス製品の非破壊分析を行い、添加されたコバルト着色剤の組成特性化を試みた。加えて国内の2箇所の美術館（古代エジプト美術館，Miho Museum）へも同装置を持ち込み、新王国時代の所蔵資料を対象とした非破壊組成分析を行い、比較となる組成データを得た。

コバルト着色剤に特徴的に含まれる遷移元素の含有比率に基づいた特性化の結果、ラメサイド期のコバルト着色ガラス・ファイアンスは第18王朝のものとは明らかに異なる組成的特徴を有することが明らかとなった。さらにラメサイド期のものはミョウバンに特徴的に含まれるアルミニウムの量が明らかに少なく、ミョウバン以外の何らかのコバルト原料が登場した可能性を明らかとした。さらにこの新しいコバルト着色剤が添加された青色ガラス・ファイアンスが、新王国時代のガラス工房の一つとされるグループに起源を持つ可能性を示した。

参考文献：Y. Abe et al., “Transition in the Use of Cobalt-blue Colorant in the New Kingdom of Egypt,” *Journal of Archaeological Science* 39 (2012), 1793–1808.

7. アメンヘテプ3世王墓の埋葬室に描かれた壁画の史料化に向けたデジタル画像化 ～その3～

菊地 敬夫，犬井 正男，佐藤 真知子，矢澤 健，吉村 作治

エジプト・ルクソールの王家の谷に位置するアメンヘテプ3世王墓の埋葬室は、幅約8.2m、奥行き約15.4m、高さ約3.1m（一部約4.7m）を測る。その壁にアムドゥアト書が描かれている。発表者は、研究利用のために公開することを念頭に置き、ディスプレイ上で実寸大で表示できるように、この壁画のデジタル画像化を行っている。

1. アムドゥアト書の撮影と画像の接合

2012年夏に実施した現地調査では、北壁全体と南壁および西壁の一部を各々上下に分けて、各地点で横約3m、縦約2mの範囲を撮影した。各地点で、横方向の撮影枚数を7枚、同様に高さ方向は9枚とし、1回の撮影で63枚の小画像を得て、そこから接合によって中画像を作成する。

中画像を得るためには、PTGui Pro Ver. 8.1.4 を使用する。これらの中画像をレーザ点行列を照射して撮影したキャリブレーション用画像を用いて壁面に対して平行になるように補正し、隣接する中画像間で対応点を求めて接合して大画像を作成する。この接手法では、カメラと壁面の距離、およびカメラの姿勢に多少ばらつきがあっても、壁面に正対した画像を得ることができる。

2. 画像史料のデータベース機能

埋葬室の東壁に描かれているアムドゥアト書を試験的に1枚の大画像として表示し、この画像を利用して検索機能を備えたデジタル画像史料としての概要を検討した。

1) 画像閲覧ソフト Zoomify Enterprise を利用して、全体表示画像から一定の領域を選択し、その拡大画像を表示する機能。現段階において、アムドゥアト書の第12時をホルヌクに沿って1から10の場面に区分した。全体表示画像上でカーソルを移動しながら、各領域を確認することができる。

2) 全体表示画像から場面を選択すると、翻字と翻訳が示された html の Web ページが開く。この画面のリンクから当該の場面の拡大画像を閲覧することができる。なおテキストのデータベースは、Google Document を利用した。

3) 壁面・時刻・翻字・訳語からの検索機能。壁面とアムドゥアト書の時刻を選択することで、あるいは翻字、および訳語を入力して検索すると、該当するテキストをリストとして表示する。このリストから、該当する箇所につながるコンテキストを把握できるテキストを表示することが可能である。さらに、その拡大画像へリンクを通して移動することができる。

8. ザグロス南部ファールス地方ラハマタバード遺跡出土石器資料の研究

安倍 雅史・ホセイン アジジ・西秋 良宏

西アジアの肥沃な三日月地帯は、農耕・牧畜の起源地として知られている。過去、30年間、肥沃な三日月地帯の西翼（トルコ、シリア、レバノン、イスラエル、パレスチナ、ヨルダン）では新石器時代研究が大きく進展したのに対し、肥沃な三日月地帯の東翼をなすザグロス山脈では不安定な政局を受け、新石器時代研究が著しく停滞してきた。しかし、近年の遺伝子研究は、ザグロス山脈でも独自に大麦の栽培化やヤギの家畜化が進行した可能性を示し、ザグロス地域における考古学調査の再開が求められている。

このような背景のもと、2011年12月から2012年1月にかけて、筆者らは、イラン、テヘラン大学を訪問し、同大学が所蔵するラハマタバード遺跡出土石器資料の分析を実施した。ラハマタバード遺跡は、ザグロス南部のファールス地方に位置する小型の遺丘である。2005年に米国隊が試掘した後、2009年、2011年にテヘラン大学のホセイン・アジジ氏を中心となって本格的な発掘を行ない、バクーン文化（銅石器時代）層、ムシュキ文化（土器新石器時代）層（6350 cal BC-6050 cal BC）、先土器新石器時代層の堆積を確認した（7000 cal BC）。この調査で最も注目を集めたのは、同地域ではじめて先土器新石器時代の層が確認されたことであった。従来、同地域では土器新石器時代のムシュキ文化が最古の新石器文化と考えられ、それ以前は狩猟採集民のキャンプ遺跡がわずかに点在したのみと考えられていた。しかし、ラハマタバード遺跡で先土器新石器時代の遺丘が見つかったことによって、同地域における新石器化がさらに遡ることが確実となった。

本研究では、先土器新石器時代、ムシュキ期、バクーン期それぞれの石器製作技術の特徴を明らかにし、時代を通じて石器製作技術がどのように変貌するかを検討する。

9. バハレーン王国に対する文化遺産国際協力調査について

原田 怜・後藤 健・西藤 清秀・安倍 雅史

文化遺産国際協力コンソーシアムは海外の文化遺産の保護に関する国内の連携を推進することを目的に2006年に設立された。文化遺産国際協力コンソーシアムは、バハレーン王国からの要請に応え、平成23年12月に、表記の4名の会員を派遣して、調査を実施した。調査団は、同国の遺跡、文化財関連機関・施設の訪問、関係者意見聴取等を行い、バハレーンにおける文化遺産保護の現状と、日本による今後の国際協力の可能性を探るために必要な情報の収集を行った。

アラビア半島東岸にあるバハレーン王国（以下バハレーン）は、バハレーン本島を中心とする33の島嶼群からなり、国土面積は奄美大島とほぼ同じである。バハレーンは、古代・中世を通じて、アラビア湾の海上交易の中心地として栄えてきた長い歴史があり、その中で育まれた多様な文化遺産が存在する。主要な文化遺産およびその関連施設としては、世界有数の古墳群を初めとする考古遺跡群や、歴史的建造物群、文化財の保管・研究・公開施設としての博物館などがある。

経済発展著しい近代国家となった今、改めて自国の持つ文化遺産の重要性が認知され、その保護管理の必要性が認識されている。文化遺産保護を担当する唯一の行政機関である文化省を中心に様々な取り組みが行われており、文化財の保護のための法律として「古文化財の保護に関する法11号」が制定されている。国際的な保護の枠組みとして世界遺産条約を批准しており、現在世界遺産として、「カラートゥ・ル＝バハレーン：古代の港湾とディルムン国の首都」と「島嶼経済の象徴＝真珠漁」が登録されている（共に文化遺産）。ただし、法的、制度的な整備が進む一方で、国内の人材が不足している状況にある。

バハレーンは日本との長期的交流を求めており、今後は発掘や研究等を通じての学術的交流が重要である。日本が蓄積してきた考古学の分野における知識供与などを中心とした人的協力が求められている。具体的には、現在も7万基余り残されている古墳群やカラートゥ・ル＝バハレーン遺跡の発掘調査、保存管理、整備活用に対する協力が考えられる。支援のための基盤作りとして、学会などを通じた事業内容の情報共有、招聘・派遣事業による学術協力をを行い、最終的には発掘等の実施を通じての人材育成を行うことが検討できる。